

須崎市過疎地域自立促進計画書

(平成28年度～32年度)

「未来へつなぐ元気創造のまち」

平成27年12月

高知県須崎市

須崎市過疎地域自立促進計画書 目次

1	基本的な事項	P 2
(1)	須崎市の概況	P 2
(2)	人口及び産業の推移と動向	P 4
(3)	市の行財政の状況	P 6
(4)	地域の自立促進の基本方針	P 8
(5)	計画期間	P 10
2	産業の振興	P 11
3	交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	P 19
4	生活環境の整備	P 25
5	高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	P 31
6	医療の確保	P 37
7	教育の振興	P 39
8	地域文化の振興等	P 43
9	集落の整備	P 44
10	その他地域の自立促進に関し必要な事項	P 46
	事業計画過疎地域自立促進特別事業一覧	P 48

1 基本的な事項

(1) 須崎市の概況

① 自然的条件

須崎市は、高知県のほぼ中央に位置し、四国山脈を背に黒潮踊る太平洋に面して、面積は135.44km²となっています。南岸は、複雑なリアス式海岸で、深く入り込んだ須崎湾は県内一の天然の良港として古くから栄え、東の浦ノ内湾、野見湾は美しい海岸風景を展開しています。

また、緑豊かな蟠蛇森や二ホンカワウソの生息が日本で最後に確認された新莊川など、豊かな自然がもたらす良好な環境と恵みある太陽の光あふれるまちです。

年平均気温は16.3℃、年平均日照時間は2,095.7時間となっており、南岸には亜熱帯植物の分布が見られる温暖な気候で、平野部ではほとんど積雪を観測することはありません。一方、年間平均降雨量は2,937.9mmで、初夏から秋にかけて台風、集中豪雨による風水害が発生し、生活環境や農林水産業に被害を引き起こしています。

また、リアス式海岸特有の地形は、過去に幾度も地震津波により尊い人命と貴重な財産が甚大な被害を受けています。

② 歴史的条件

須崎市の現市街地付近は1300年ほど前、白鳳当時は一面の入り江でした。その後、この内海に注ぐ新莊川等より流出される土砂で砂洲を形成、当時は「洲崎」と呼ばれていましたが、やがて定住する人々も増え、「須崎」と書かれるようになりました。

延喜13年(913年)入国を伝えられ、郡下を平定した豪族、津野氏の城下集落となり、なかでも須崎は、陸海交通の要衝であったことから、天正から慶長にかけて市街地が形成されました。

18代を経て津野氏は滅亡。続いて、徳川幕府の時代になり慶長6年(1601年)には山内氏の所領となり、山内氏による藩政時代に港町として今日の基盤が作られました。

その後、明治・大正にかけて、須崎町を中心に郡役所や各種官公署も次々と設置され、大正13年には国鉄(現JR)土讃線が開通し、港湾施設の充実など、郡下の産業、文化、交通の中心地として発展してきました。

昭和29年10月1日、須崎町、上分村、多ノ郷村、吾桑村、浦ノ内村の1町4村が合併して須崎市として市制を施行し、平成26年10月に市制施行60周年を迎えました。

③ 社会的条件

公共交通としては、鉄道、バス、巡航船が運行されています。鉄道は、JR土讃線の駅が市内に6駅あり、バスは、とさでん交通(株)と高知高陵交通(株)の民間2社による運行と、南地区と市街地を結ぶ路線で市営バスを運行しています。また、浦ノ内南岸と北岸を結ぶ航路で市営巡航船を運航しています。

道路交通は、国道56号、これより分岐する国道197号、さらに国道494号が、それぞれ県都高知市、八幡浜市、松山市へと通じており、平成14年9月には四国横断自動車道が須崎市まで延伸し、交通輸送体系の重要な役割を担うとともに、平成21年3月には本市の中心街を迂回する須崎バイパスが全線開通し、市街地の交通混雑解消に大きな役割を果たすなど、幹線道路整備は着実に進んでいます。

海上交通は、須崎港が昭和40年に重要港湾に、昭和44年には貿易港として指定され、現在では高度な港湾機能を備え、1万トンを超す大型船舶が出入りする国際貿易港として木材や石炭などの輸入の拠点となっています。また、阪神方面への貨物、セメント、石灰石の移出が行われています。

情報通信においては、平成21年度の情報通信基盤整備事業により、市内全域に情報通信網を整備しました。その結果、ケーブルテレビにより市内全域で地上デジタル放送や高速ブロードバンドの利用が可能となり、住民生活の情報化における地域間格差の解消につながりました。

自治組織は、集落単位をはじめ市街地の自主防災組織も含め179の組織があり、各地域にある7つの公民館や地元集会所をコミュニティの拠点として様々な活動が行われています。

④ 経済的条件

本市は、温暖な気候と恵まれた自然条件をもとに、農林水産業を中心とする一次産業とともに発展してきましたが、人口の減少や担い手の高齢化などにより、平成22年には第一次産業の就業者人口比率が昭和35年と比較して半分以下の約21%まで減少しています。

また、市制施行以後の優良企業の進出は、安定した雇用創出と地域経済活性化の先導的役割を果たしてきましたが、近年では景気低迷による事業撤退や規模縮小も相次ぎ、あわせて公共工事や輸出入の減少や国産材の価格の低迷による土木・建設業、木材団地等の衰退も相まって、昭和50年以降安定していた第二次産業の就業者人口比率も平成7年を境に減少傾向に転じました。

一方、地場の小規模・零細経営による小売業やサービス業を中心とした第三次産業の就業者人口比率は昭和35年と比較して27.03ポイント増の約6割を占める状況となるなど、本市の就業構造は大きく変化してきています。

⑤ 過疎の状況

昭和35年の国勢調査による本市の人口は、32,976人であったものが、年々減少の一途をたどり、平成22年には24,698人となり、その減少率は25.1%に上り、都市部へ働く場を求めて若年層の流出と少子化による過疎化は着実に進んできました。

0歳～14歳人口は平成22年には昭和35年の4分の1まで減少し、15歳～64歳人口は10分の7まで減少、反対に65歳以上人口が約3倍になるなど、急速な少子高齢化により、後継者不足による耕作放棄地の増加や限界集落などの問題が表面化するなか、保育園の統廃合や小中学校の一元化も行ってきました。市街地においても同様で、家族構成が単一世代になる傾向にあって、後継者や次世代の定住が進まず、加えて近郊の大型量販店や市外への消費者流出により商店街では空店舗も増加するなど、人口減と高齢化は深刻な事態を迎えています。

急激な人口の減少は、集落機能の低下や地域コミュニティの衰退を招くばかりでなく、自治体の維持・存続にも大きな影響を及ぼすことが予想されます。

本市は、平成22年に過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域に指定され、これまで地域の自立に向けた様々な施策を展開してきましたが、人口減少に歯止めをかける抜本的な解決には至っていません。

今後は、これまでのいろいろな施策をさらに充実させていく一方で、人的資源を含む地域資源を活かした魅力あるまちづくりを市民・行政の協働で推進し、引き続き、過疎地域の自立のための施策を計画的に展開していく必要があります。

(2) 人口及び産業の推移と動向

① 人口の推移と動向

人口の推移は、表1-1(1)のとおり、昭和35年から平成22年までの50年間で、4分の1に当たる8,278人が減少しています。

世代別には、0歳～14歳までの幼年人口が昭和35年に対して約27%に、15歳～29歳までの若年者人口が約48%に減少している反面、65歳以上の高齢者人口は昭和60年以降急速に増加し、50年前の約3倍になっています。

人口構成比率は、15歳～29歳の若年層は、昭和35年には21.61%であったものが、平成22年には13.66%まで減少し、反対に65歳以上の高齢者は8.15%から31.88%に増加するなど典型的な過疎化の推移をたどっています。

今後の人口推計においても、人口総数が年々減少する中で、人口構成比は同じ傾向で進行することが見込まれ、平成32年の人口構成比率は、0歳～14歳が8.7%、15歳～64歳が52.1%、65歳以上が39.2%と予測されており、一層厳しさを増す数値となっています。

表1-1(1) 人口の推移(国勢調査)

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 32,976	% -	人 32,020	% -2.90	人 31,050	% -3.03	人 31,019	% -0.10	人 31,852	% 2.69
0歳～14歳	10,147	-18.82	8,237	-18.82	7,120	-13.56	6,945	-2.46	7,019	1.07
15歳～64歳	20,141	3.29	20,803	3.29	20,579	-1.08	20,406	-0.84	20,785	1.86
うち15歳～29歳(a)	7,128	-0.22	7,112	-0.22	6,861	-3.53	6,405	-6.65	5,893	-8.00
65歳以上(b)	2,688	10.86	2,980	10.86	3,351	12.45	3,668	9.46	4,088	11.45
(a)/総数 若年者比率	% 21.61	-	% 22.21	-	% 22.10	-	% 20.65	-	% 18.50	-
(b)/総数 高齢者比率	% 8.15	-	% 9.31	-	% 10.79	-	% 11.83	-	% 12.83	-

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 31,378	% -1.49	人 30,295	% -3.45	人 28,742	% -5.13	人 27,569	% -4.08	人 26,039	% -5.55
0歳～14歳	6,724	-4.20	5,657	-15.87	4,567	-19.27	3,786	-17.10	3,228	-14.74
15歳～64歳	20,288	-2.39	19,545	-3.66	17,980	-8.01	16,832	-6.38	15,581	-7.43
うち15歳～29歳(a)	5,291	-10.21	5,073	-4.12	4,775	-5.87	4,484	-6.09	3,861	-13.89
65歳以上(b)	4,366	6.80	5,093	16.65	6,195	21.64	6,951	12.20	7,230	4.01
(a)/総数 若年者比率	% 16.86	-	% 16.75	-	% 16.61	-	% 16.26	-	% 14.83	-
(b)/総数 高齢者比率	% 13.91	-	% 16.81	-	% 21.55	-	% 25.21	-	% 27.77	-

区分	平成22年	
	実数	増減率
総数	人 24,698	% -5.15
0歳～14歳	2,731	-15.40
15歳～64歳	14,071	-9.69
うち15歳～29歳(a)	3,368	-12.77
65歳以上(b)	7,866	8.80
(a)/総数 若年者比率	% 13.64	—
(b)/総数 高齢者比率	% 31.85	—

表1-1(2) 人口の推移(住民基本台帳)

区分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	人 27,971	% —	人 26,689	% —	% -4.58	人 24,812	% —	% -7.03
男	13,535	48.39	12,988	48.66	-4.04	12,050	48.57	-7.22
女	14,436	51.61	13,701	51.34	-5.09	12,762	51.43	-6.85

区分	平成26年3月31日			平成27年3月31日		
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	人 23,206	% —	% -6.47	人 22,858	% —	% -1.50
男	11,206	48.29	-7.00	11,056	48.37	-1.34
女	12,000	51.71	-5.97	11,802	51.63	-1.65

② 産業の推移と動向

本市の産業構造を産業別の就業人口比率で見ると、昭和35年の国勢調査では、第一次産業の比率は48.50%で約半数を占めており地域の基幹産業であったものが、生産性の低さや後継者不足、高齢化等様々な要因により、平成22年には20.95%と2分の1以下に減少し、第二次産業においては、高度経済成長や優良企業の進出等により、数十年間一定の水準を保ってきましたが、バブル崩壊を機とした長引く景気低迷により平成17年には一気に減少に転じています。一方、第三次産業は、昭和35年以降増加を続けており、平成22年には60.11%と約6割に達する状況となっており、産業構造は大きく変化してきました。

今後も、この傾向が続くことが予想される中で、本市の豊かな農林水産資源を十分活用するに足る第一次産業の振興や高幡圏域の拠点である優位性を活かした企業誘致等による第二次産業の振興により、就業人口比率の偏向を抑制し、経済情勢の変化に耐え得る産業構造を構築する必要があります。

表1-1(3) 産業別人口の動向(国勢調査)

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 15,842	人	15,752	% -0.57	人 15,980	% 1.45	人 15,210	% -4.82	人 16,131	% 6.06
第一次産業 就業人口比率	% 48.50	%	40.50	—	% 37.45	—	% 27.68	—	% 25.30	—
第二次産業 就業人口比率	18.38		22.35	—	21.84	—	24.79	—	30.04	—
第三次産業 就業人口比率	33.08		37.13	—	40.71	—	47.53	—	44.65	—

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 15,345	% -4.87	人 15,882	% 3.50	人 15,406	% -3.00	人 13,493	% -12.42	人 12,240	% -9.29
第一次産業 就業人口比率	% 24.58	—	% 22.30	—	% 20.55	—	% 20.72	—	% 20.96	—
第二次産業 就業人口比率	24.11	—	24.75	—	25.17	—	23.62	—	19.75	—
第三次産業 就業人口比率	51.12	—	52.93	—	54.19	—	55.65	—	59.21	—

区分	平成22年	
	実数	増減率
総数	人 10,478	% -14.40
第一次産業 就業人口比率	% 20.95	—
第二次産業 就業人口比率	18.94	—
第三次産業 就業人口比率	60.11	—

(3) 市の行財政の状況

① 行財政の現況と今後の動向

本市の予算に占める市税等の自主財源の比率は、平成27年度当初予算の一般会計歳出総額137億7千万円のうち、32億8,900万円で23.9%、残りの76.1%である104億8,100万円は国からの交付金や補助金などで、多くの財源を他に依存している現状です。

また、財政圧迫の大きな要因の一つでもある地方債(借金)の残高は、下水道事業特別会計などの全ての特別会計を含めて平成25年度末で約235億円(普通会計:約192億円)となっています。この間の行政改革の取組みのなかで公債費を抑制するために地方債の発行の抑制に努めてきたことから、平成

17年度末の地方債残高、約325億円（普通会計：約273億円）から9年間で約90億円（普通会計：約81億円）を削減し、実質公債費比率も23.4から20.0へと改善されましたが、県内34市町村のなかでは最下位で今後も継続した取組みが必要です。

その他にも、平成4年度の市職員数415人をピークに平成17年度307人、本年度273人と職員数を削減し、平成25年度の決算ベースでは、平成17年度比で職員給を約3億1,000万円削減するなど義務的経費の削減に努めてきましたが、財政の硬直化を示す指標である経常収支比率は平成25年度96.5%で県内最下位であり、依然として厳しい財政状況にあります。

今後においても防災対策や各福祉施策の展開等、懸案事業が山積していることから収支バランスのとれた規律ある財政運営に努め、健全な財政基盤の確立に努めなければなりません。

表1-2(1)市町村財政の状況

(単位：千円)

区分	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成25年度
歳入総額A	17,552,816	12,862,122	14,040,279	14,376,857
一般財源	8,992,720	8,053,792	8,111,434	7,880,458
国庫支出金	1,545,902	1,539,636	2,920,264	2,416,774
都道府県支出金	1,453,241	1,021,525	1,022,363	997,233
地方債	3,993,130	1,111,454	1,217,675	1,879,224
うち過疎債	0	0	271,716	181,900
その他	1,567,823	1,135,715	768,543	1,203,168
歳出総額B	17,212,052	12,702,770	13,708,369	14,236,041
義務的経費	7,802,486	7,661,310	7,226,902	7,521,161
投資的経費	5,894,586	1,647,421	2,446,043	2,230,095
うち普通建設事業	5,634,252	1,413,787	2,411,222	2,212,621
その他	3,514,980	3,394,039	4,035,424	4,484,785
過疎対策事業費	0	0	827,070	390,124
歳入歳出差引額C(A-B)	340,764	159,352	331,910	140,816
翌年度へ繰越すべき財源D	239,723	43,623	81,891	115,296
実質収支 C-D	101,041	115,729	250,019	25,520
財政力指数	0.389	0.387	0.386	0.368
公債費負担比率	23.1	28.8	23.5	28.7
実質公債費比率	—	23.4	21.0	20.3
起債制限比率	12.5	—	—	—
経常収支比率	91.1	98.6	91.2	96.5
将来負担比率	—	—	213.4	171.3
地方債現在高	28,436,235	27,269,766	21,377,733	19,183,686

② 公共施設整備水準等の現況と今後の動向

公共施設の整備については、安全なまちづくりや生活環境、利便性の向上を考慮しつつ一定の水準を満たすよう進めてきました。

道路（市道）については、改良率、舗装率とも平成2年以降、徐々に改善されていますが、高知県内の平均値を下回る状況となっています。

水道普及率については、平成25年度末で86.7%、水洗化率については83.6%となっており、

順調に推移しております。

人口千人当たりの病床数については、病院、診療所数は減少傾向にあり病床実数も減少していますが、それより早いペースで人口減となっていることから、数値はほぼ横ばいとなっています。

その他、災害に強いまちづくりを目指し、下水道施設、特に雨水対策を重点的に実施してきたことから、近年、市街地や主要道路において台風・集中豪雨による冠水被害は、大幅に改善されましたが、小集落での土砂災害等や孤立の危険性等については、依然として改善に至っていない状況にあります。

今後も、厳しい財政状況を見極めながら、過疎地域の自立促進の趣旨に即した施設整備を計画的に行っていく必要があります。

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和45年度末	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末
市町村道					
改良率(%)	—	—	30	30	37.4
舗装率(%)	—	—	74	74	77.6
農道					
延長(m)					17,361
耕地1ha当たり農道延長(m)	—	—	—	4	—
林道					
延長(m)					4,137
林野1ha当たり林道延長(m)	—	3.2	3.1	0.5	—
水道普及率(%)	63.9	63.6	77.5	86.5	87.4
水洗化率(%)	—	—	—	68.5	81.0
人口千人当たり病院、診療所の病床数(床)	19.9	22.2	26.2	26.0	27.2

区分	平成25年度末
市町村道	
改良率(%)	40.1
舗装率(%)	78.3
農道	
延長(m)	17,361
耕地1ha当たり農道延長(m)	—
林道	
延長(m)	4,137
林野1ha当たり林道延長(m)	—
水道普及率(%)	86.7
水洗化率(%)	83.6
人口千人当たり病院、診療所の病床数(床)	27.6

(4) 地域の自立促進の基本方針

① 本市の未来像

本市は、太平洋に面した美しいリアス式の変化に富んだ海岸や二ホンカワウソの生息が日本で最後に確認された新莊川に代表される美しい川、緑豊かな蟠蛇ヶ森など素晴らしい自然と心安らく環境を有した太陽の光あふれる美しいまちです。

私たちは、この素晴らしい自然と高幡圏域における産業・交通・物流・情報発信の拠点として発展してきたまちをさらに住み良いものとし、後世に継承していかなければなりません。

しかし、長引く景気の低迷、経済活動の広域化に伴う地域間競争の激化や情報技術の進化による産業構造の変化に加え、少子・高齢化の進行による地域経済の縮小や労働力の減少など本市を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しています。

また、近年、社会の成熟化の進展を背景に住民の価値観や生活様式はより一層多様化され、様々なサービスが地方公共団体には求められています。地方分権社会のなかで持続可能なまちづくりを実現していくためには、行政だけでなく、地域にかかわるすべての人々がそれぞれの役割を認識し、連携・協力することが必要です。

人口減少に歯止めがかからないなか、地域社会発展のためには、地域の特性に応じた各種施策を展開し、本市の魅力を高め、定住人口の維持、交流人口の増加を目指し、地方創生につなげていかなければなりません。

こうした情勢のなか、真の豊かさを追求しつつ誰もが安心して笑顔で過ごせる住み心地の良いまちを創造するため、住民の主体的な参画を促進する仕組みづくりを推進し、市民、地域、行政の協働を基本とした取り組みにより、本市の目指すべき未来像『未来につなぐ元気創造のまち』の実現に向けて、以下の「まちづくりの基本方針」に基づき、過疎地域ならではの地域特性や地域資源を活用した自立促進のための重点施策を展開していきます。

② まちづくりの基本方針

ア) 安心して快適な生活環境のまち

南海トラフ地震等防災・減災対策を推進し、安心できるまちをつくります。

自然に恵まれた生活環境を次世代に引き継ぐため、保全と再生にまちぐるみで取り組みます。

快適に暮らしていける基盤整備を進めるとともに各世代の住民が住み続けたいと思う生活の環境を整えます。

【重点施策】

※防災、減災の推進

※安心できる地域づくりの推進

※公共インフラの整備

※生活環境の整備

イ) 生き生きと健やかに暮らせるまち

子どもから高齢者まで、誰もが自分らしく生き生きと暮らせるように健康づくりを推進し、高齢者や障害者の自立を支援する保健、医療、福祉の充実を図ります。

誰もが住みなれた地域で健やかに暮らせる地域社会を実現するために、地域に住む人々が、様々な活動主体と協働して、お互いに支え合い・助け合う地域づくりを目指します。

【重点施策】

※保健・医療の推進

※福祉施策の充実

※子育て支援施策の充実

※長寿介護事業の推進

ウ) 基幹産業の振興と新たな産業の創造で活力あるまち

本市の基幹産業である農林水産業を中心として、商工業、観光産業のさらなる体力の向上を目指し、6次産業化への取組みを計画し、高知県産業振興計画の地域アクションプランとの連携を視野に入れたすさきがすきさ産業振興計画に基づき、取組みを進めます。

【重点施策】

- ※産業の振興
- ※雇用対策
- ※観光の振興

エ) 豊かな心を育てる教育文化のまちづくり

身のまわりに存在する人権問題に目を向け、差別や偏見のない、明るく生きがいのある、そして、平和で基本的人権が尊重される「幸せで心豊かな社会づくり」を目指します。

また、創造性豊かで、たくましく「生きる力」を持ち、本市の将来を担う子どもたちを育むための教育を進めます。このため、地域・保護者・保幼小中の連携を図るとともに、「学力向上」「豊かな心の育成」「健康・体力づくり」の取組みを図っていきます。

さらには、少子化が進行するなか、教育環境の見直し、施設設備の整備充実を図り、子どもたちの健全育成に努めます。

生涯を通じて主体的に学習し、気軽にスポーツに親しむ環境づくりができるよう、施設や設備、体制の充実を図っていきます。

【重点施策】

- ※人権が尊重される社会づくりの推進
- ※学校教育の推進と地域とのかかわり
- ※生涯学習の推進
- ※生涯スポーツの推進
- ※文化財、地域文化の伝承、保存

オ) 住民がつながり主体的にまちづくりに取り組むまち（元気創造のまち）

住民自らが主体的にまちづくりに取り組む組織づくりや体制を推進します。

基礎となる住民自治を推進して、住民相互、住民と行政の協働により活気あふれるまちを創造します。

【重点施策】

- ※集落活性化と元気創造の取組み
- ※須崎的文化創造
- ※移住定住事業の促進

以上の「まちづくりの基本方針」に基づき、過疎地域自立促進方針においては、1 産業の振興、2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の推進、3 生活環境の整備、4 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、5 医療の確保、6 教育の振興、7 地域文化の振興等、8 集落の整備、9 その他自立促進に関し必要な事項の9つの項目を柱とし、過疎地域の実情や新たな動きに対応するための取組みの推進を図ります。

(5) 計画期間

この計画の期間は、過疎地域自立促進特別措置法に基づき、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5ヶ年とします。

2 産業の振興

(1) 産業振興の方針

本市の産業構造の変化、とりわけ第一次産業の就業人口の減少は、過疎の進行と密接に関係していると考えられることから、基幹産業である農林漁業の体力の底上げを図るための基盤整備や後継者・担い手育成を推進し、過疎化の要因である人口流出に歯止めをかけ、地域経済全体の活性化を図ります。

さらに、既存事業所等のさらなる振興や交流人口拡大に取り組むとともに、各種産業間の有機的連携による新商品開発や情報発信、新規産業の育成、企業との連携を強化し、重要港湾である須崎港を持つ優位性を活かした企業誘致、観光資源の掘り起こしやPRなどを積極的に進め、潤いのある産業のまちづくりを目指し、持続可能な産業振興や地域活性化を目指して策定したすさきがすきさ産業振興計画の具体的推進に向けた取組みの充実・強化を図ります。

(2) 農林水産業の振興の方針

本市の主要産業である農業、林業、漁業については、産業振興のなかでも重要な課題であり、ハード・ソフト両面の事業を継続して推進し、持続・発展可能な体力の底上げを図ります。

基盤整備はもとより施設の高度化・省力化を図るとともに、経営の合理化、近代化を目指し、価格低迷や燃料・資材の高騰などに左右されない安定的な経営の確立による所得向上に努めます。

また、高知県産業振興計画の地域アクションプランとの連携を視野に入れたすさきがすきさ産業振興計画に基づく農林水産業の振興を目指します。

(3) 地場産業の振興の方針

平成27年3月策定のすさきがすきさ産業振興計画を推進し、農産物や水産物を利用した6次産業化及び新たな加工品の開発に取り組み、地域資源や環境を活かした地場産業の振興を図ります。

また、ふるさと納税による返礼を活用し魅力ある地場産品の販路拡大及び商圈拡大に努め、地産外商を推進し、地場産業振興を図ります。

(4) 企業の誘致対策の方針

重要港湾である須崎港や他方面に接続する道路網、高速道路などの社会資本を活かした条件整備に努めるとともに、立地促進奨励金の交付や固定資産税減免をはじめとする優遇措置を講じることによって、雇用創出、人口の定住化・市民の所得の増大など、地域経済の好転につながる優良企業の誘致を積極的に推進します。

(5) 起業の促進の方針

起業による雇用創出や地域活性化は、過疎地域の自立促進に直結する課題であることから、起業のための環境整備や起業促進のための支援施策の充実にも努めるとともに、空き店舗、空き家を活用したチャレンジショップの展開やコミュニティビジネスの育成を推進します。

(6) 商業の振興の方針

商業活性化の核となる各種団体との連携強化や交流人口増大に向けた様々な取組みで魅力ある商業空間の形成を図りながら商店街再生を推進します。

また、すさきがすきさ産業振興計画に位置付ける新商品の開発を推進し、賑わいづくりに合わせて商店街全体の売り上げ増を目指します。

(1) 現況と問題点

(1) 産業振興

① 産業振興

本市における産業別就業者数の移り変わりは、産業構造に大きな変化をもたらし、基幹産業である第一次産業の就業者数は50年前と比較して1/2以下になっています。こうした状況は第一次産業における施設の近代化・高度化・省力化を促進する一方で、小規模経営の農家・漁家の廃業や後継者不足による高齢化をまねき、遊休農地の増加や限界集落などの問題が表面化してきました。

第二次産業の就業者数は、近年の景気低迷や公共工事の減少等による、誘致企業や建設・製造業の事業規模縮小などの影響により減少が続いています。

また、第三次産業の就業者数は増加していますが、求職に対する雇用の場の確保が十分でないことから、若者人口の流出につながっているとと言えます。こうした状況において、就業人口比率の偏向を抑制し、経済情勢の変化に耐え得る産業構造を構築し、まち全体の産業振興を図ることが求められています。

② 観光の振興

本市の観光資源は、天然の良港と典型的なリアス式海岸美を誇る錦浦湾、風光明媚な入江の横浪三里、太平洋が一望できる標高770mの蟠蛇森など多くの景勝地があります。また、建長3年（1251年）創建といわれる鳴無神社（国の重要文化財）や、全国の巨木百選第9位にランクされ推定樹齢が2千年を超えるといわれる大谷の樟くすのき（国の天然記念物）、幕末に築造された「土佐藩砲台跡」（国の史跡）、さらには、野見湾に伝わる「野見の潮ばかり」（県の無形民俗文化財）や上分笹野の「木造大日如来坐像」（県の有形文化財）などがあります。

「食」では、須崎名物「鍋焼きラーメン」や期間限定の「メジカ」、須崎ブランドの鮮魚などが注目を集め、週末・イベント時には県内外から多くの観光客が訪れています。

また、近年の観光の形態は、団体での名所景勝地への観光から、個人やグループの多様な志向の体験型観光に変化してきていることから、グリーンツーリズムやブルーツーリズムへの対応をより一層進めていく必要があり、体験型のメニューの充実や民泊による体験型教育旅行の誘致・受入を推進していくこととしています。

2016奥四万十博が一過性の観光事業となることがないように、引き続き高幡1市4町による広域観光の推進が求められています

(2) 農林水産業の振興

① 農業

本市の農業は、温暖な自然条件を活かして施設園芸、露地野菜、水稻、中山間地域での果樹栽培等集約的複合経営が行われています。なかでも、ミョウガ、キュウリ等の施設園芸が本市の系統販売の主軸であり、ミョウガにおいては競争力のある商品として全国でも高いシェアを誇っています。

農家一戸当たりの経営耕地面積は小さく小規模な個人経営がほとんどを占め、生産の集団化や組織化が課題となっています。

また、輸入農産物の増大、燃油・資材の高騰、産地間競争の激化、後継者の不足等により収入が安定しないことなどから、遊休農地の増加にもつながっています。

主要3品目取扱量（JA土佐くろしお 調べ）（単位：t）

区分	平成24園芸年度	平成25園芸年度	平成26園芸年度
ミョウガ	3,099	3,260	3,410
キュウリ	3,994	4,576	4,632

シシトウ	547	616	661
------	-----	-----	-----

※園芸年度（9月～8月）

② 林業

本市の森林面積は、10,190 ha で総面積の 75% を占め、その内訳は民有林 9,701 ha 、国有林 489 ha となっています。また、民有林の人工林面積は 4,702 ha で、人工林率は 48% となっており、優良人工林が造成されています。

これらの森林に対する適切な間伐、保育等による森林整備が重要な課題ですが、林業の採算性の悪化や森林所有者の高齢化などにより、林業生産活動が全般的に停滞し、間伐等が適正に実施されていない森林も増加傾向あります。

このような森林では、水源かん養や国土保全機能が十分発揮できないことから、森林所有者や森林組合等が行う間伐を中心とした計画的かつ効率的な森林整備を推進していくことが必要です。

森林整備を進めていくためには境界の確定が重要ですが、平成 11 年に事業着手した本市の地籍調査の進捗率は約 6% に留まっています。

森林組合

区分	管轄区域（総森林面積 ha）
須崎地区森林組合	須崎市、土佐市、津野町（旧葉山村地区）、中土佐町（38,210 ha）

※平成 27 年 4 月 1 日現在

③ 水産業

本市の漁業は、黒潮と接した豊かな漁場と恵まれた自然状況を活かして、沿岸漁業を中心に養殖業も盛んに行われ、豊富な魚種の水揚げがあり、市民の豊かな食生活を支えているとともに、市外県外へも出荷されています。

須崎湾及び土佐湾沿岸では、機船船曳網、定置網、刺し網、釣延縄漁業、潜水漁業など、漁協ごとに多様な漁業が営まれており、生産性が高く資源管理が比較的容易な沿岸漁業への取組みを推進するため、沿岸藻場の再生やヒラメ、イサキ、エビ、アワビ等の種苗の中間育成・放流を継続して実施し、内水面漁業については、新荘川に鮎稚魚の放流も行っています。

近年の水産業を取り巻く環境は、他産地との競合に加え、魚価の不安定な状態が続いており、適正な魚価形成に向けた流通・販売体制の確立が課題となっています。

漁業経営は、漁船への投資が大きいことや燃料等の費用の高騰もあり、後継者不足の大きな要因となっています。また、野見湾、浦ノ内湾では鯛やカンパチなどの養殖漁業が行われていますが、東日本大震災以降の魚価の低迷、燃油・資材の高騰、生産者の高齢化問題、養殖場の環境問題等の課題が山積しています。

漁協一覧

市管理漁港別水揚げ量

組合名
高知県漁業協同組合深浦支所
高知県漁業協同組合池ノ浦支所
高知県漁業協同組合久通支所
大谷漁業協同組合
野見漁業協同組合
須崎釣漁業協同組合
錦浦漁業協同組合
須崎町漁業協同組合
新荘川漁業協同組合

区分	水揚げ量(t)	水揚げ金額(百万円)
野見漁港	1,850.7	1,534
深浦漁港	984.8	814
池ノ浦漁港	23.2	44
久通漁港	2.0	5
中ノ島漁港	750.0	648

※平成26年度

※平成27年4月1日現在

(3) 地場産業の振興

本市では、古くから一次産業や貨物船・鉄道による運輸などの輸送網が発達し、地場産業が発展してきました。近年では、長引く景気低迷や後継者不足、人口流出などにより、一時の隆盛は影を潜める状況となっていますが、生産・出荷量日本一のミョウガや一般貨物取扱高四国一の須崎港、須崎ブランドの鮮魚や養殖魚、鍛造・打ち刃物、木製品や竹細工など地場産業はまだまだ元気で、その潜在能力は非常に高く、民間・行政が一体となった浮揚施策の推進が求められています。

(4) 企業の誘致対策

本市では、重要港湾である須崎港の整備とともに、昭和36年に大阪窯業セメント（現：住友大阪セメント）、昭和46年に日鉄鉱業、昭和47年に松下寿電子工業といった大手企業を誘致してきました。その後、松下寿電子工業の撤退もありましたが、太陽光発電用シリコンウェハー製造企業のエム・セテック社を誘致し、平成16年4月から操業を行っています。エム・セテック社は、平成20年には、第2工場の操業を開始し、多くの雇用を創出しています。しかしながら、平成20年以降は、大規模な企業用地の不足や事業展開に必要な動力エネルギー、水の供給体制が不十分であることなどから新たな優良企業の誘致はなく、加えて、既存の事業所においてはその規模や雇用など縮小されたままで、数も右肩下がりの減少傾向にあり、人口流出や税収減の要因ともなっています。

今後も引き続き、高速道路や須崎港などの社会資本を活かした条件整備に努め、雇用創出や定住、地域経済の好転につながる企業の誘致や新たな産業の創出が求められています。

(5) 起業の促進

本市では、平成21年度から2年間、地域雇用創造協議会において人材育成や雇用創出を中心に「新事業チャレンジ」「起業準備セミナー」などにより、地場産業振興の人材育成や起業のためのノウハウ習得を目指して取り組んできました。

また、平成25年度からは「須崎未来塾」を開講、「持続可能なすさきづくり」を目指して、消費ではなく創費（自らの労力などを費やして創り出すこと）のできる人材育成の取組みを進めるとともに、すさきやすさ産業振興計画では具体的な起業支援策を盛り込むなど、起業促進のための態勢は徐々に整ってきておりますが、起業するまでのきめ細かなフォローアップや支援策のマッチングなどが求められています。

(6) 商業の振興

本市の商業は、小規模の事業所が多く、経営者の高齢化や後継者不足により、空き店舗が増加しています。従来の市街地商店街は、住宅の密集から商店街整備の立ち後れが目立ち、買物客が減少している一方、国道沿いや桐間地区土地区画整備区域内への大型店などの出店が続いています。

こうしたことから、身近な小売店の閉店や既存商店街の衰退は、高齢化が進む消費者にとって利便性の低下をもたらしており、空き店舗対策を中心とした商店街振興が課題となっています。また、高齢者の生活支援のためのコミュニティビジネスなどの新たな試みが必要となっています。

これらの課題解決も含め、高速道路延伸を機に着手した「すさき SAT 構想」を契機に、商店街や地元有志、高校生などの協力を得て、各地で様々な取組みが行われるようになり、中心市街地においても自主的な活動によって活気を取り戻しつつあります。今後は、平成27年3月に策定したすさがすき産業振興計画を推進し、交流人口の増大を図り商業振興や観光振興、地域活性化につなげていくことが重要です。

(2) その対策

(1) 産業振興

① 産業振興

- ・ 第一次産業においては、基盤整備を進めながら、収量・品質向上に努め、安定供給・安定経営を実現するための施策を実施するとともに、後継者・担い手育成を推進し、明日の農林漁業を担う就業者の確保により体力底上げを図ります。
- ・ 第二次産業においては、積極的に企業誘致を推進するとともに、既存事業所との連携・協力による雇用確保と振興に努めます。
- ・ 第三次産業においては、起業促進や商業振興、企業誘致等による雇用創出と新たな商品開発やサービス拡充施策を展開します。

② 観光の振興

- ・ 観光資源、観光メニューの充実、磨き上げを図ります。
- ・ グリーンツーリズムやブルーツーリズムへの対応をより一層進めていきます。
- ・ 体験型メニューの充実及び民泊による体験型教育旅行等の誘致、受け入れを推進します。
- ・ 市公式ホームページやしんじょう君による観光情報の発信強化に努めます。
- ・ 広域観光を推進します。

(2) 農林水産業の振興

① 農業

- ・ 農業生産基盤の整備を進めながら農用地の高度利用と省力化を図り、農業経営の合理化、近代化を目指し、農業所得の向上に努めます。
- ・ 収量・品質向上対策を講じるとともに、環境制御技術の導入を推進します。
- ・ 環境負荷低減型の循環型社会づくりに向け、養液循環処理の利活用を推進します。
- ・ 安心安全な園芸産地の構築を目指して、燃料タンク流出防止対策等に取り組みます。
- ・ 新規就農者の受け入れ体制整備、認定農業者の確保、水田農業における担い手グループ、集落営農の推進など担い手確保に努め、主要産業としての体力底上げを図ります。
- ・ 遊休農地対策として担い手支援策の充実を図ります。
- ・ 有害鳥獣からの農作物等の被害を軽減するため、防除対策を推進します。

② 林業

- ・ 間伐、保育等の森林整備を積極的に実施します。
- ・ 木材資源の効率的な循環・利用を推進し、適正な森林管理を行うため 森林組合との連携を強め、担い手の確保・育成に努めます。
- ・ 作業道の整備や搬出間伐を中心とした施業を推進します。
- ・ 間伐材及び地域木材の有効的な利活用を推進します。
- ・ 「森の工場」の推進により、木材を安定的に供給する産地体制の確立を図ります。
- ・ 港からの地元産木材の海外輸出を視野に入れた取組みに努めます。

③ 水産業

- ・ 水産振興のための基盤整備を継続するとともに、漁港施設の耐震化、長寿命化を図ります。
- ・ 安全で安心できる新鮮な水産物の供給とブランド確立で販路拡大を図ります。
- ・ 多様なニーズに応える供給・加工体制の確立を図ります。
- ・ 資源保護・管理型漁業を推進するため、稚魚・稚貝の放流を行います。
- ・ 栽培漁業の推進を行います。
- ・ 沿岸漁場の環境改善を図ります。
- ・ 県及び市の補助事業を推進し、持続的な漁業生産を確保するため、新規就業者の育成に取り組み、就業者人口の維持・拡大に努め、主要産業としての体力底上げを図ります。
- ・ 市外の方のニーズに応える供給体制の確立や多様な流通経路の構築を図ります。
- ・ 須崎魚市場の機能強化に向けた検討を行います。

(3) 地場産業の振興

- ・ 農産物や水産物を活用し、6次産業化、新たな加工品開発に取り組みます。
- ・ ふるさと納税を活用した地産外商を推進します。

(4) 企業の誘致対策

- ・ 誘致企業に対し、立地促進奨励金の交付や固定資産税減免をはじめとする優遇措置を講じることにより企業誘致を推進します。
- ・ 重要港湾須崎港の高度化や大型バースの建設、背後地開発など条件整備に努めます。

(5) 起業の促進

- ・ 起業のための環境整備に努めます。
- ・ 起業促進のための支援施策の充実を図ります。
- ・ 起業までのフォローアップと支援策のマッチングに努めます。

(6) 商業の振興

- ・ 街角ギャラリーや空き店舗を活用し、交流人口増加を目指し、地域経済の活性化を図ります。
- ・ 「すさきがすきさ産業振興計画」の具体的な商業振興施策を推進します。
- ・ ふるさと納税を活用した地産外商を推進します。

(3) 計画

事業計画（平成 28 年度～32 年度）

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(1) 基盤整備			
	農業	県営基金水利ストックマネジメント事業負担金	須崎市	
		地域水利保全事業	須崎市	
		基盤整備促進事業	須崎市	
		大谷地区排水路改良事業	須崎市	
	林業	森林整備・林業活性化支援事業	森林組合	
	(2) 漁港施設	野見漁港海岸高潮対策事業	須崎市	
		安和漁港海岸高潮対策事業	須崎市	
	(3) 経営近代化施設			
	農業	産地野菜施設整備事業	農協	
	(4) 地場産業の振興			
	生産施設			
	(5) 企業誘致			
	(6) 起業の促進			
	(7) 商業	商店街等再生事業	須崎市	
		空き店舗活用CS等事業	須崎市	
	(8) 観光又はレクリエーション	観光活性化施設等整備事業	須崎市	
		奥四万十博「インフォメーション」整備事業	須崎市	
	(9) 過疎地域自立促進特別事業	元気創造事業 地域振興に寄与する「まちづくり、町おこし、ひとづくり」活動を継続的に実施しようとする団体への補助や各地域の取組みを有機的に結びつけ、年間を通して機能するための仕組みづくりなどにより、地域の活性化を図る。	須崎市	
		すさきがすきさ産業振興事業 すさきがすきさ産業振興計画の具体的な取組みを実施する団体、事業所に対して支援策を講ずることにより産業振興を図り、持続可能なまちづくりを推進する。	須崎市	
	商店街等再生事業 商店街再生のためのビジョンや仕組みづくりのため商店街組合や地域自治会が主体的に取り組み研修視察、ワークショップ等に要する経費を助成することで、住民自治によるまちづくりを推進する。	須崎市		
	地場産品PR・販促始業 ふるさと納税の返礼を通じて地場産品をPRするとともに販路拡大及びリピーター確保につなげ、地場産業の振興を図る。	須崎市		
	体験型観光メニュー充実事業 ドラゴンカヌーやカツオの薫焼き、シーカヤック、鍋焼きラーメンづくりなど、既存の体験メニューの磨き上げはもとより、パッケージ化やサイクリング等の新たなメニューの開発により、さらに交流人口を拡大し、観光産業の振興を図る。	須崎市		

事業計画（平成 28 年度～32 年度）

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(9) 過疎地域自立促進特別事業	道の駅機能強化事業 重点道の駅指定を機に休憩所やレストラン、土産販売のみの商業施設から複合的な機能を有するまちづくりの拠点施設として再生するためのビジョン及び基本計画を策定し事業化を図る。	須崎市	
		広域観光推進事業 奥四万十博を機に広域観光を推進するため、道の駅インフォメーションセンターに観光案内人を配置するとともに、高幡 1 市 4 町による広域観光組織設置に取り組み、高幡圏域のスケールメリットを生かした観光産業を推進する。	須崎市	
		教育・修学旅行誘致等民泊推進事業 民泊登録家庭の拡大とネットワーク化を推進し、年間を通じて安定的に質の高い民泊を提供することにより、交流人口の拡大及び地域活性化を図る。	須崎市	
		地域おこし協力隊事業 地域おこし協力隊と連携し、販路拡大・6次産業化及び加工品開発に取り組みることにより、起業の促進や移住、定住が進み地域活性化を図る。	須崎市	
		企業誘致促進奨励事業 事業展開の実現に向けて、奨励金交付等の支援を行うことにより、企業誘致を促進し、地域の産業振興と雇用創出を図り、将来にわたり安全安心に暮らせる地域の基盤づくりを推進する。	須崎市	
		農業用排水路施設台帳作成 施設の適正な維持管理が図れるよう、施設台帳の整備を行う。	須崎市	作成
		遊休農地耕作促進事業 遊休農地の耕作促進を図る。	須崎市	
		水産物供給基盤機能保全事業 漁業施設の老朽化状況を調べる機能診断を実施し、施設の機能保全のために必要な対策方法を定めた機能保全計画を策定し、産業の振興に資する施設の長寿命化を図る。	須崎市	
		須崎まつり事業 須崎まつりの開催を支援することにより、本市の交流人口、観光客の誘客の増大を図る。	須崎市	
		地域スポーツ総合事業 ドラゴンカヌー、シーカヤックを使った体験型観光等を行っており、交流人口も年々増えている。この環境を活かし、カヌー、シーカヤック等の新規イベントや、インターネット等を利用した広報力を強化することにより、さらなる交流人口の増大を図る。	須崎市	
	ドラゴンカヌー大会事業 景勝地などの観光地が乏しい本市において、本市を代表するイベントとして定着したドラゴンカヌー大会を継続することにより、交流人口の増大、観光客の誘客を図る。	須崎市		
(10) その他	須崎港湾改修事業	国		

3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

(1) 交通通信体系の整備の方針

本市には、鉄道、バス及び巡航船の公共交通があり、安全、便利な地域の生活交通手段として一定水準が確保されていることから、関係機関と連携を強化し、あわせて利用促進を図り、路線・運行の維持及び必要な施設整備に努めます。

また、幹線道路整備も順調に進んでおり、高速道路の延伸により市内3か所にIC（ハーフ）が設置されるなど、高幡圏域から高知市・四万十市・愛媛県方面への交通の要衝となっており、こうした地理的条件を活かして、人・物・情報の流通・交流拡大を図ります。

中山間地域においては、市内の公共交通の利用が困難な高齢者や要援護者などの交通確保対策が新たな課題となっていることから、支援策の確立と運用に努め、安心して地域に住み続けられる環境整備を目指します。

(2) 県道及び市道整備の方針

本市が過疎地域として自立していくための産業や観光の振興、地域活性化には地域間を結ぶ主要な幹線道路の改良・整備は必要不可欠であり、国・県に要望を行っていきます。

また、市道については、幅員が狭く、舗装が十分でない道路が存在し、また橋梁をはじめとする道路構造物の老朽化も進んでいることから、改良や舗装、修繕を計画的に実施するとともに、道路・構造物の適正な維持管理のための体制確立に努めます。さらに、住民生活関連道路、産業振興道路などの必要な整備については、限られた予算を効率的投資し、優先順位をつけながら取り組んでいきます。

(3) 農道、林道及び漁港関連道整備の方針

農道建設は生産性の向上と機械化による省力化、効率化等近代経営を進める上で必要な事業であり、安全性と荷傷み防止等の観点からも基幹農道の計画的整備に努めます。

また、林道については、市の面積の約75%を占める山林の経済的機能と国土保全、水源かん養等公益的機能の観点から作業道も含め整備に努めます。

(4) 電気通信施設整備の方針

総務省のICT交付金事業による情報通信基盤整備事業と市単独事業による追加工事により、市内全域で高速・大容量の情報通信が可能となる環境整備を行い、ケーブルテレビによる地デジ化対応及び多チャンネル放送の提供を行うとともに、インターネット通信等により過疎地域としての地理的、距離的不利条件の克服を図ってきました。

今後は、ICT利活用による利便性の高い生活環境整備を図るとともに、保健、医療、福祉などの分野における住民サービス向上システムの構築、教育振興、産業振興のためのシステム構築とその運用を目指します。

(5) 地域間交流の促進の方針

地域特性を活かした体験型学習メニューの充実や民泊等の受け入れ体制整備により教育旅行や観光客等の誘致を推進し、地域間交流の促進を図ります。

(1) 現況と問題点

(1) 交通通信体系の整備

本市の公共交通のうち、鉄道については、JR土讃線が本市の中央部を北から南下し、須崎湾沿いに四万十市方面に通じており、市内には吾桑、多ノ郷、大間、須崎、土佐新荘、安和の6駅があり、通勤、通学を主とした利用者の交通手段として重要な役割を担っています。また、大阪・京都などの大都市圏と本市を短時間で結ぶJR高速バスが須崎駅を発着しており、高幡圏域における陸路の拠点となっています。

バスについては、市街地中心を横断する国道56号とこれより分岐する国道197号沿線の市町間を結ぶ幹線交通として民間2社が運行しています。市が運行する路線としては、渡船廃止の代替として南地区と市街地を結ぶ路線と浦ノ内(北岸)地区と市街地を結ぶ路線で市営バスやスクールバスの運行を行っています。

また、準離島である浦ノ内南岸と北岸を結ぶ巡航船があります。

過疎化にともない利用者の減少が続く公共交通にあって、特にバス、巡航船については、生活交通路線としての維持・確保が大きな課題となっています。

また、公共交通の利用が困難な中山間地域の高齢者や要援護者などの交通確保対策が新たな課題となっています。

公共交通の運行状況（JR土讃線除く）

区分	路線等	便数
とさでん交通（株）	一宮高知営業所～須崎市役所～須崎出張所	7便/日（平日）
高知高陵交通（株）	須崎出張所～栲原（新田行き含む）	6便/日（平日）
	須崎出張所～杉の川	4便/日（平日）
市営バス	中ノ島～文化会館	7便/日（平日）
市営巡航船	往路 横浪～埋立（内 坂内発・鳴無経由 1便）	4便/日（平日）
	復路 埋立～鳴無（内 坂内終着 2便）	4便/日（平日）

※平成27年4月1日現在

（2）都道府県道及び市町村道の整備

本市は、高幡圏域陸海交通の入り口であり、国道と高速道路が結節する交通の要衝と位置づけられます。高速道路の延伸により、人、物、文化の交流が増えてきました。この地理的優位性をさらに活用し、「まち全域がサービスエリア」という発想で、人と物の流通拠点として、まちの持続的な発展を図ってきました。

四国横断自動車道、国道494号、県道須崎仁ノ線や桐間地区土地区画整理事業による幹線道路の整備が進んできました。

その一方で、古くから発展しながら形成されてきた市街地や、住民の生活に密接に関連する市道では、幅員が狭く、舗装が十分でない道路が存在し、また橋梁をはじめとする道路構造物の老朽化も進んでいますが、維持管理に十分な対応ができない状況が続いています。

近い将来に想定される南海トラフ地震津波に対する避難路の整備を進めています。

また、保育所の統合や市街地における公共施設のあり方の検討の中で、関連する市道整備の検討が必要となります。

これらのほかにも、市の都市計画には、昭和58年に変更された都市計画道路が事業実施の可能性もないまま位置づけられており、社会的条件の変化にともなう見直しと事業実施が課題となっています。

（3）農道、林道及び漁港関連道の整備

本市の農道整備は基本的に土地改良事業と並行して進められてきました。総延長約1.7kmとなっています。農道建設は農業の基盤整備に資するもので生産性の向上と機械化による省力化、効率化等近代経営を進

める上で不可欠で、安全性と荷傷み防止の観点より基幹農道の改良を進める必要があります。

また、林道については近年、木材価格の低迷等により、林業生産活動が停滞し、山林の荒廃が進行していますが、市の面積の約75%を占める山林の経済的機能と国土保全、水源かん養等公益的機能の観点から林道整備は欠かすことはできません。

特に木質バイオマスの資源の掘り起こしや特用林産物の生産、また森林の有する健康増進的機能にも着眼し、効率的に整備を行う必要があります。

(4) 電気通信施設の整備

近年の目覚ましい情報化の進展は、地理的条件からくる時間的距離の制約や非効率などの問題を抱える過疎地域にとって、その制約や非効率性を解決する有効な手段として必要不可欠なものとなっています。

本市でも、住民サービスの向上や事務の効率化を図るため、行政事務の電算処理や庁内イントラなどの体制整備に努めるとともに、住民に防災や行政の情報伝達を行うための防災行政無線施設の整備も行ってきました。今後も、進展しつつある情報・通信技術に対応し、住民サービスの向上とさらなる行政事務の高度化、効率化を推進していく必要があります。

総務省のICT交付金事業による情報通信基盤整備事業を活用することによって、市内全域で高速・大容量の情報通信が可能となる環境整備を行い、ケーブルテレビによる地デジ化対応及び多チャンネル放送の提供を行うとともに、インターネット通信等により過疎地域としての地理的、距離的不利条件の克服を図ることができました。

今後は、これらの情報通信インフラを活用した新たな施策による利便性の高い生活環境整備が求められています。

(5) 地域間交流の促進

本市には、風光明媚な浦ノ内湾や清流新莊川など豊かな自然があり、その豊かな自然の中で暮らす人たちは、おおらかで、まちを訪れる人にもおもてなしの心で接する人情味にあふれるまちです。

ドラゴンカヌーやカツオの薫焼きタタキの体験学習による県内外からの多くの生徒・児童の受け入れやまち全域をサービスエリアに見立てた「すさきSAT構想」の推進、地元有志によるお遍路さんの休憩所設置、季節ごとの多彩なイベントの実施など、地域間交流に寄与する取組みが行われてきました。

今後も、豊かな自然とマンパワーを活かした創意工夫によって、人と人、地域と地域、地域と都市をつなぎ、交流人口及び経済的効果の拡大を図っていく必要があります。

(2) その対策

(1) 交通通信体系の整備

- ・ 公共交通については、安全、便利な地域の生活交通手段として、現状のサービス維持に努めます。
- ・ 高齢者を中心とした交通弱者等対策に取り組みます。

(2) 都道府県道及び市町村道の整備

- ・ 国道56号、国道494号、県道須崎仁ノ線の改良や整備促進を国や県に要望していきます。
- ・ 市道整備は、住民生活関連道路、産業振興道路などの必要な整備について、限られた予算を効率的投資し、優先順位をつけながら取り組んでいきます。
- ・ 市道の維持管理については、地域や団体等への委託も含め、住民との協働のまちづくりの理念にのっとり、適切な役割分担をしながら、機能的、合理的な維持管理体制の確立を目指します。
- ・ 市道の維持管理については、舗装等の修繕や橋梁点検後の長寿命化計画の策定による計画的な整備・

改善を行うなど、道路及び構造物の適正管理に努めます。

(3) 農道、林道及び漁港関連道の整備

林道や作業道整備を推進し、森林の有する多面的・公的機能が発揮できる整備、保全に対する取組みを支援するとともに、農業の生産性向上に寄与する計画的整備に努めます。

(4) 電気通信施設の整備

- 行政サービスに係る住民情報システムをはじめとし、広域での共同システム構築に取り組みます。
- 市公式ホームページによる情報発信の充実を図ります。
- ICTの利活用による効率的な行政情報の発信と多様な住民ニーズに対応した利便性の高い生活環境整備に努めます。
- 保健、医療、福祉などの分野において住民サービス向上につながるシステム構築や、過疎地域の特性を活かした教育振興、産業振興につながるシステム構築とその運用に取り組みます。
- 情報通信基盤施設については、耐用年数や状況に応じて計画的に更新・改善を図ります。

(5) 地域間交流の促進

- すさきの特産品を活用したまちづくりを推進し、交流人口拡大を図ります。
- 地域の特性を活かした体験型学習メニューの充実、拡大を図りながら、修学旅行をはじめとする団体旅行等の誘致を推進し、観光客の増加に努めます。
- 各地域ごとに民泊受け入れ体制の整備を行い、宿泊客の確保を図ります。
- 各種イベントの継続実施と地域の特性を活かした新たなイベントの実施に取り組みます。
- 公民館活動の支援や地域コミュニティの育成により、さらなる地域間交流の促進と世代間交流の促進を図ります。

(3) 計画

事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 交通通信体系の 整備、情報化及び地 域間交流促進	(1) 市町道			
	道路	大峰押岡線舗装 L=510m W=6.5m 依包樽線改良 L=765m W=4.0m 新町幸町線改良 L=700m W=6.0m 中ノ浦 20号線舗装 L=200m W=2.8m 西ノ沢 4号線舗装 L=130m W=3.5m 長竹 6号線舗装 L=440m W=2.3m 沖 6号線舗装 L=60m W=5.5m 天神芝 3号線舗装 L=133m W=2.5m 小浜蟠蛇森線舗装 L=5,000m W=3.0m 駄荷峠線舗装 L=130m W=2.5m 坂ノ川 3号線舗装 L=130m W=4.5m 中氏 2号線舗装 L=190m W=2.5m 寺尾 2号線舗装 L=130m W=3.0m 平野楡生線舗装 L=50m W=2.5~4.0m 日ノ川線舗装 L=600m W=3.0m 戸波浦 2号線舗装 L=200m W=3.0m 摺木 1号線舗装 L=200m W=3.2m 灰方 1号線舗装 L=880m W=4.0m 灰方坂本 1号線舗装 L=200m W=3.5m 出見 2号線舗装 L=500m W=3.0m 正ノ岡 1号線舗装 L=200m W=3.0m 正ノ岡 5号線舗装 L=200m W=3.0m 原町東糺町 2号線舗装 L=240m W=4.4m 池ノ内 24号線舗装 L=300m W=2.5m 大谷 3号線舗装 L=220m W=3.6m 尾殿為貞神田線舗装 L=150m W=5.0m 飛田 6号線舗装 L=160m W=4.0m 鳥坂久通線舗装 L=600m W=3.0m 日ノ地線舗装 L=310m W=3.0m 八王子 1号線舗装 L=160m W=4.0m 中ノ浦 11号線舗装 L=200m W=3.0m 中ノ浦 18号線舗装 L=200m W=4.0m 下村 1号線舗装 L=200m W=3.4m 田ノ地 6号線改良 L=18m W=3.3m 摺木 3号線舗装 L=36m W=2.7m 中ノ浦切畑線改良 L=20m W=4.0m 鯛ノ川 1号線側溝 L=100m W=0.5m 菅 4号線側溝 L=50m W=0.5m	須崎市	

事業計画（平成 28 年度～32 年度）

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流促進	(1) 市町村道			
	橋りょう	河原中ノ島線橋りょう更新 L=138m 高保木 2 号線橋りょう更新 L=19m 天神芝 1 号線橋りょう更新 L=24m 長竹 1 号線橋りょう更新 L=82m 百々川線橋りょう更新 L=32m 大峰押岡線橋りょう更新 L=21m 寺尾伊才野線橋りょう更新 L=43m 依包 2 号線橋りょう更新 L=32m 坂ノ川清行線橋りょう更新 L=44m 国見 4 号線橋りょう更新 L=22m 押岡 4 号線橋りょう更新 L=18m 笹野古川線橋りょう更新 L=82m 落合神母野線橋りょう更新 L=17m 弘岡 2 号線橋りょう更新 L=31m	須崎市	
	その他	高保木 1 号線落石防護網設置 A=1,500 m ² 落合神母野線落石防護網設置 A=4,500 m ²	須崎市	
		県道整備事業 県道整備事業負担金	高知県	
	(2) 農道	ふるさと農道トンネル安全施設整備	須崎市	
	(3) 林道			
	(4) 漁港関連道			
	(5) 電気通信施設等情報化のための施設	防災行政無線デジタル化事業	須崎市	
	(6) 自動車等			
	自動車	バス購入事業	須崎市	
	(7) 渡船施設			
	(8) 道路整備機械等			
	(9) 地域間交流			
	(10) 過疎地域自立促進特別事業	交通弱者対策地域間交流促進等事業 現状の公共交通を維持しつつ、公共交通の利用困難な地域において、高齢者等交通弱者の活動・行動範囲拡大を図り、地域に住み続けることができる環境づくりと住み続けたい気持ちを後押しする。	須崎市	
		橋りょう点検 2m 以上 465 橋 計画的な予防保全型の維持管理により、地域の道路ネットワークの安全性を確保する橋りょう改良長期計画を策定するために、橋りょうの現状を正確に把握する。	須崎市	
(11) その他				

4 生活環境の整備

(1) 生活環境整備の方針

生活環境の整備は、過疎地域での定住促進と人口流出に歯止めをかけるための基本的な条件整備と言え、現状維持にとどまることなく、さらに快適で利便性の高い環境整備を追求することが求められており、須崎市都市計画区域マスタープランを見直す必要があります。

生活を営む上で必要不可欠な水道・下水道等の施設改善をはじめ、「ごみ」や「生活排水」処理及び消防・防災対策に重点を置き、様々な施策を展開し、安心・安全・快適な生活環境の提供に努めます。

また、生活環境向上のための施設整備にあたっては、次世代に引き継ぐべき豊かな自然環境の保全にも十分配慮し、過疎地域ならではの自然と施設・構造物が調和した住み心地の良いまちづくりを目指します。

(1) 現況と問題点

(1) 生活環境の整備

① 水道施設

本市の上水道は、主たる水源を新荘川の伏流水に求め、城山配水池並びに西町配水池を経由し、需要先に供給すると共に「中継ポンプ場～配水池」の組み合わせで遠隔地をカバーしています。水質には恵まれているため浄水場を持たず、滅菌処理のみで供給しています。簡易水道施設は4地区に整備されており、上水道及び全ての簡易水道はひとつの公営企業会計により同一料金で事業運営を行っていますが、過疎化による給水人口の減少や景気の低迷などにより、水道需要量の減少が懸念されています。平成20年度に提出した「簡易水道事業統合計画書」に基づき、平成28年度末までに4地区の簡易水道を上水道に統合します。

平成25年度末における給水人口は20,310人で、行政区域内の普及率は地勢的要因などもあって86.7%となっており、有収率は耐用年数を超える老朽管が残存することから80.0%に留まっています。

基幹施設の城山配水池については、耐震基準は満たしており、地震直後の飲用水確保のために平成26年度までに緊急遮断弁の設置をしています。また、管路（配水管等）の石綿セメント管は全て廃棄しましたが、最近では老朽化が原因と思われる管路の破裂事故が各所において発生しています。耐用年数超過や耐震性に乏しい部分から順次更新を進めるため水道施設更新計画を作成し、優先順位を決めて更新していきます。

② 下水道施設

本市は度々、台風や集中豪雨等による浸水被害に見舞われていたことから、昭和51年に公共下水道事業に着手し、浸水対策を優先して雨水管渠や雨水ポンプ場の整備を進めてきました。

5機場ある雨水ポンプ場のうち、最近全面改築された1機場を除く4機場については施設の老朽化が進み、いずれの機場についても、長寿命化計画等による改築・更新が必須となっています。

ポンプ場の地震・津波対策は、4機場のポンプ場建屋について耐震補強が完了しています。

汚水対策については、浸水対策からは少し遅れ、平成7年に一部地区（大間処理区）で供用を開始しました。しかしその後の財政難等により、処理区域の拡大には至っていません。また汚水管への不明水流入が増加しており、その対策も求められています。

終末処理場は、既存施設の処理能力に比べ流入水量が少ないことから維持管理経費が高み、事業会計を圧迫しています。また供用開始から約20年が経過し、各設備の更新時期も迎えています。処理場施設の地震津波対策については、現在検討を進めているところです。

平成26年度末の下水道普及率は7%、処理区域内での水洗化率は70%であり、普及の拡大と抜本的

な下水道事業の経営改善も課題となっています。

下水道施設（ポンプ場）

施設名	排水区面積（h a）	時間排水処理量（m ³ /h）
浜町ポンプ場	3	1,080
須崎西部ポンプ場	35	18,010
須崎ポンプ場	43	14,850
大間ポンプ場	46	14,890
終末処理場ポンプ場	114	37,200

※平成27年4月1日現在

③ ごみ処理

今日の社会情勢は大量生産・大量消費・大量廃棄に見られるように、大型量販店の台頭、過剰包装、また様々な使い捨て商品が流通し、ゴミが発生しやすく地球環境に大きな負荷をかけ各種の問題を引き起こしています。これは、本市においても例外ではありません。このような経済社会を見直し、資源の効率的な利活用や排出の抑制、さらにはリサイクルの推進により、環境への負荷を低減する持続可能な循環型社会の構築が求められています。

本市のごみ処理については、ごみの固形燃料化施設において可燃ごみの再資源化を図るとともに、不燃ごみは中間処理施設での減容化と資源回収を行い、最終処分場の埋立容量を削減し延命化を図っています。また、平成24年3月に策定した須崎市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画のもと、ごみの減量化と分別の推進に取り組み、さらなるリサイクル率の向上に努めています。

今後においては、人口の減少と少子高齢化に伴い、ごみの排出量は減少する傾向にあるものの、道路整備や土地開発により新たな商業地及び住宅地が形成されつつあり、ごみの発生源の増加も予想されます。このような状況の変化に的確に対応し、ごみの適正処理だけに止まらず、ごみの発生抑制から最終処分まで一貫した取組みを推進し、循環型社会の構築を目指します。

ごみ処理量

平成24年度	平成25年度	平成26年度
7,697.89 t	7,552.09 t	7,544.18 t

④ 生活排水処理

公共用水域の水質汚濁の防止と生活環境の保全を図るため、公共下水道や集落排水処理施設及び合併処理浄化槽において生活排水の処理を行っています。近年は、生活排水の浄化に向け、合併処理浄化槽の普及促進による処理が主体となっています。

し尿については広域処理施設において処理していますが、現有施設は老朽化が進むとともにし尿及び浄化槽汚泥の構成割合が変化している状況から、新しく汚泥再生処理センターの建設を平成26年4月に着工、平成29年3月の完成予定で、し尿等の適正処理の安定的な維持と循環型社会のさらなる推進を目指します。

⑤ 環境保全

本市は、太平洋に面した美しいリアス式海岸や須崎湾、風光明媚な横浪三里、そして、二ホンカワウソの姿が最後に確認された清流新荘川など、美しく豊かな自然あふれる地域です。このかけがえのない自然を守り、自然に親しみ、自然と共生する地域づくりを目指し、市民、事業者、行政が一体となって取り組んでいく必要があります。

現在、各種団体等により環境美化の活動が各所で行われておりますが、これらの取組みの継続と一層の広がりを持った活動が必要であります。また、実り豊かな自然が「地域財産」として高い価値を有していることを認識することにより、環境保全の意識の向上を図ることが重要です。

⑥ 消防及び防災

本市は、昭和29年に1町4村の5町村が合併して姿勢を施行しました。市域については広域にわたるため、災害時の迅速な消防・防災活動を行っていくためには、常備消防の強化はもとより、各地域で組織された非常備消防団の役割は大きく、団員の確保や資機材等の充実を図る必要があります。

消防・防災体制については、昭和46年に本市を中心に高岡郡内6町村、幡多郡内2町村の9市町村が共同し、高幡消防組合が設立され、常備消防の体制強化は図られました。近い将来に想定される南海トラフ地震や台風による風水害、各地で頻発する局地的大雨等に対するため消防水利・消防装備の更新、機能拡充が必要となっています。

災害情報等の市民への伝達体制については、防災行政無線施設を活用していますが、地域によって受信体制が異なり、屋外拡声器を利用した伝達方法をとる地域では、場所による難聴などの問題も生じており、迅速かつ的確な情報伝達を図る有効な手段として今後とも整備の充実・拡充を図る必要があります。

特に、南海トラフ地震に対する備えとしては、避難路や避難場所等の整備を進めるとともに自主防災組織の育成は急務であり、行政・市民が一体となった防災体制の確立を図る必要があります。さらに、避難行動要支援者対策についても、具体的な取組みが求められています。

また、安心・安全なまちづくりのために、住宅等の高台移転について調査・研究を行います。

消防組織

高幡消防組合	須崎消防署	中土佐分署	津野山分署	津野山分署 葉山出張所	四万十清流 消防署	四万十清流 消防署西分署
	須崎消防団					
	本部	須崎分団	多ノ郷分団	浦ノ内分団	吾桑分団	上分分団 南分団

※平成27年4月1日現在

⑦ 公営住宅及び住宅環境

本市が管理している公営住宅は、33団地747戸、借上住宅2団地12戸、計35団地759戸あります。住宅の維持管理については、日常的な補修や、退去時の大規模補修などで、住宅のストック化に努めています。

入居については、世帯分離による核家族化や高齢化が一段と進むなかで、新規入居希望世帯数は増加傾向にあります。今後においても、公営住宅に対する需要は高まることが見込まれますが、公営住宅の中には老朽化が進んでいる住宅もあり、これからも低廉な家賃で高齢者、障害のある方、子育て世帯等の困窮度に配慮した居住環境を提供していくために現在管理している住宅を計画的に修繕整備しながら、住宅ストックを確保していくことが必要です。

住宅環境については、既成市街地にあって狭い道路や住宅が密集している地区等があり、防災の観点に配慮しつつ、快適で魅力あるまちづくりが望まれます。

市営住宅

区分	団地数	戸数
市営住宅	7	231
改良住宅	26	516
借上住宅	2	12

※平成27年4月1日現在

(2) その対策

(1) 生活環境の整備

① 水道施設

- ・ 清浄な水を安定的に供給するため、老朽化した既設配水管等の更新を計画的に進めます。
- ・ 施設の効率的な維持管理に努めるとともに、経営基盤の強化に努めます。

② 下水道施設

- ・ 老朽化が進んでいる雨水ポンプ場は、長寿命化計画を策定済みです。その計画に沿って、優先度を考慮して、施設の改築・更新を進めます。
- ・ 終末処理場は、現在の流入水量に合わせた処理能力とし下水道事業の経営改善を進めるために、施設のダウンサイジングの手法と、合わせて地震津波対策も具体的に検討します。

③ ごみ処理

ごみ処理の循環型社会システムの構築にあたっては、市民、事業者、行政が一体となって、ごみの減量化及び排出抑制並びに再資源化を含めたごみの発生から収集・運搬、中間処理、最終処分にいたる総合的な施策を展開します。

- ・ ごみに対する意識の向上
円滑なごみ処理の推進には、ごみに対する意識の向上が重要であり、向上のための取組みを行います。
- ・ 減量化及び排出抑制
生活系ごみ、事業系ごみについて、広報・啓発活動などにより減量化及び排出抑制を推進します。
- ・ 分別及び収集・運搬
現状の分別区分の徹底を図るとともに、将来における分別区分の細分化に適應するよう検討を行います。収集・運搬についても、現在の分別収集・運搬を引き続き実施しますが、情勢の変化にも対応した取組みを行います。
- ・ 中間処理
可燃ごみ及び不燃ごみの各施設の適正な管理、運営により施設の長寿命化を図るとともに、施設としての課題や作業環境の改善に向け取り組みます。
- ・ 最終処分
現有の埋立処分場においては、引き続き周辺環境への影響調査を行い公害防止に努めます。また、分別の徹底と中間処理における再資源化の向上などにより延命化を図ります。
- ・ 不法投棄対策等
不法投棄や野焼きについては、関係機関等と連携し啓発・指導を行うなど防止等の対策を推進します。

④ 生活排水処理

- ・ 合併処理浄化槽の設置促進

公共下水道及び集落排水処理施設の整備計画区域以外の区域における生活排水処理対策として合併処理浄化槽の設置を促進します。

- ・ し尿及び浄化槽汚泥の適正処理
し尿等の適正処理の安定的な維持と循環型社会形成のさらなる推進を目指します。

⑤ 環境保全

- ・ 「カワウソと共生できるまちづくりのための環境基本条例」の基本理念をふまえ、市民、事業者、行政が、それぞれの立場からの役割を認識し、自主的活動の拡大と、相互協力と連携強化により、環境保全に関する各施策に取り組みます。

⑥ 消防及び防災

- ・ 消防・防災機能の充実強化を図ります。
- ・ 災害時における防災拠点施設整備の充実を図ります。
- ・ 避難施設の早期整備に努めます。
- ・ 木造住宅の耐震化に取り組みます。
- ・ 家具の転倒防止対策に取り組みます。
- ・ 災害時の避難所運営等に必要な備蓄品については計画的な整備を図ります。
- ・ 防災意識の普及・啓発活動に取り組みます。
- ・ 地域の自主防災組織を育成し、地域防災力の向上に努めます。
- ・ 避難行動要支援者対策に取り組みます。
- ・ 高台移転に関する調査・研究に取り組みます。

⑦ 公営住宅及び住宅環境

- ・ 日常的な管理や大規模補修を含め、計画的な整備による住宅ストックの確保を図ります。
- ・ 高齢者や障害のある方が、地域の中で共に生活でき、若者や子育て世代の定住を促進するための公営住宅等のあり方について検討を進めます。
- ・ 既成市街地においては、防災面に配慮しつつも、魅力あるまちなみと住宅の形成を図り、快適でにぎわいのあるまちづくりを進めます。

(3) 計画

事業計画（平成 28 年度～32 年度）

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 生活環境の整備	(1) 水道施設	簡易水道	市道吾桑駅畔ノ川口線配水管更新	須崎市
			県道吾桑停車場線配水管更新	須崎市
	(2) 下水処理施設	公共下水道整備	大間ポンプ場改築更新	須崎市
			須崎ポンプ場改築更新	須崎市
			終末処理場管理等耐震補強	須崎市
	(3) 廃棄物処理施設	し尿処理施設	汚泥再生処理センター整備事業	高幡東部 清掃組合

事業計画（平成 28 年度～32 年度）

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 生活環境の整備	(3) 廃棄物処理施設			
	し尿処理施設	合併浄化槽設置費	須崎市	
	(4) 消防施設	消防防災設備整備 消防ポンプ車更新 耐震性貯水槽整備	須崎消防 須崎市	
	(5) 公営住宅	雇用促進住宅多ノ郷宿舍取得事業	須崎市	
	(6) 過疎地域自立促進特別事業	災害に強いまちづくり事業 自助・共助・公助に基づく市民防災意識の高揚を図り、実効ある防災施策と 安心・安全を実感できる生活環境整備を推進する。	須崎市	
		立地適正化計画策定事業 都市計画の見直しにより新たな計画を策定する。	須崎市	
(7) その他				

5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針

本市では、従来から関係機関と連携し、様々な施策を展開し、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進を図ってきましたが、過疎化や社会情勢の変化により、従来通りの行政主導のサービス提供だけでは、住民ニーズに応じた安心社会の実現が困難となってきました。そこで時勢に即応した地域福祉を推進するために、平成21年度に須崎市地域福祉計画を策定し、平成25年度には第二次須崎市地域福祉計画を策定し、行政や関係機関・団体と住民がそれぞれの分野において主体的・積極的に役割を果たし、地域全体で計画の実現に向けた取組みを行うこととしています。

高齢者が地域につながり、人とつながり、安心して生き生きと生きていくことのできる「健康で活力に満ちた生きがいのあるまちづくり」「安心して暮らせるサービスの充実したまちづくり」「ふれあい、支えあいの福祉のまちづくり」を目指します。

そのため、「在宅医療・介護連携の推進」、「認知症施策の推進」、「地域ケア会議の推進」、「生活支援サービスの充実・強化」などの取組みを進め、高齢者が多年にわたり社会に貢献してきた人、豊富な知識と経験を有する人として敬愛されるとともに、可能な限り住み慣れた地域でその持っている能力に応じた自立した生活が続けられるよう医療・介護・介護予防・生活支援・住まいが包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築を図ります。

(1) 現況と問題点

(1) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

① 高齢者福祉

我が国の高齢化率（65歳以上人口が総人口に占める割合）は、平成26年10月1日現在26.0%（概算値）で、4人に1人が65歳以上の高齢者となっています。翻って本市の状況は、平成27年3月末現在において、高齢化率は35.1%、およそ3人に1人が高齢者となっており、そのうち75歳以上の方の占める割合は、18.7%となっています。

そして、高齢者の単身世帯については、平成17年の国勢調査によれば、65歳以上の世帯員がいる世帯で単身世帯は、1,133世帯、平成22年の国勢調査によれば同じ単身世帯は1,261世帯で、128世帯増加しております。

また高齢化の進展とともに、認知症高齢者の一層の増加が見込まれていますが、厚生労働省の推計によると、65歳以上の高齢者のうち、認知症の方は2025年（平成37年）に最大で約730万人となり、その割合は現在の7人に1人から5人に1人へと高まるものと推定されています。

地域包括ケアシステムは、高齢者を支える包括的なシステムを構築するだけでなく、人と人をつなぎ、地域につなげ、高齢者が生き生きと生きていくことのできる地域づくりの取組みでもあると考えます。

高齢者が、それまでの長い人生の中で培ってきた豊かな知識・経験を活かせる居場所などを見出し、地域社会の担い手として活躍することは、それぞれの人の生きがいとなるだけでなく、地域社会が抱える課題の解決や活力ある社会の形成にもつながるものであると思います。

そして、高齢者の主体的な学習活動や社会参画を通して、人と人、人と地域がつながり、互いに支えあいながら共に生きていくことのできる地域社会を創ることが、社会の未来を拓くことにもつながっていくと考えます。

また、高齢者にとって生涯学習は生きがいづくりにもつながる重要なものであり、生きがいを持つことで心身ともに健康を保つことが可能となり、介護予防にもつながることが期待され、自らが学習し、社会参加へとつながる、須崎市全体の施策の展開が求められています。

そういったことから須崎の地域づくり、日常の取組みの中に、高齢者の課題、高齢者施策等を位置づけ、市民、そして地域と共有し、須崎の地域包括ケアシステムの構築に向け、取り組んでいかなければなりません。

高齢者福祉施設

施設種別	施設数
特別養護老人ホーム	1
軽費老人ホーム（ケアハウス）	1
有料老人ホーム	2
認知症高齢者グループホーム	5
介護老人保健施設	1
デイサービス	14
認知症対応型デイサービス	1

※平成27年4月1日現在

② 健康・保健

健康は何もしなくても手に入るものではありません。どの世代にも生き生きと元気で生活する健康課題があります。それは、本市の死亡原因の6割を生活習慣病が占めていることから、毎日の健康な生活の重要性がうかがわれます。特に男性の脳血管疾患・心臓病による死亡は全国平均を上回っています。

生活習慣病対策には、子どものときから正しい生活習慣を身につける必要があります。本市では、子どもの時期に「早寝・早起き・朝ごはん」といわれる規則正しい生活習慣を身につけること、生涯自分の歯で食事ができることを目指し、家庭や地域、保育園、学校と連携しながら食事や生活習慣病予防等に関する健康教育を実施しています。

また、成人に対する生活習慣病対策としては、疾病の早期発見・予防のため特定健診やがん検診を実施し、受診者への保健指導や健康教育等を実施しています。健診は自らの身体の状態を知り、生活習慣を見直す重要な機会であり、より早期から生活習慣の改善に取り組めるよう、30代の市民も検診の対象とし、受診を勧めています。近年、受診率は徐々に上がっていますが、医療機関や健康づくり推進協議会と連携し、住民の意識の向上と健診を受けやすい環境づくりへの取組みが一層必要です。

本市では、男性の多量飲酒者が多いという実情があり、肝機能障害やアルコール依存症とうつ病の合併症、自殺予防にも対策が求められています。健康に暮らすには、身体のみではなくこころを健康に保つことも大切です。

③ 障害者福祉

障害のある人が、可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう適切な障害者福祉サービスの提供が求められています。さらには、障害の内容や程度によって、多様なサービスも必要とされています。障害のある人にサービス内容や利用手続きなどの情報提供を促進し、必要とする障害福祉サービスが誰もが適切に利用できる体制づくりを進めます。

市内には、就労継続支援B型事業所2箇所、就労継続支援B型及び生活介護事業所2箇所、障害者支援施設1箇所、グループホーム2箇所、指定相談支援事業所2箇所と一定水準の福祉サービスを提供できる状況にありますが、障害福祉サービスの技術向上により、サービス体制の充実を図るとともに、日常生活用具の補助制度の拡大や障害者を支えることのできるボランティアの養成などにより地域生活支援策を図る必要があります。また、障害に対する正しい知識の啓発・教育に努め、障害のある人への理解の促進を図ると

ともに、障害福祉への要望に多面的に取り組み、サービスを提供していく必要があります。

障害者福祉施設

- ・就労支援センター「らいふ」（就労継続支援A型及びB型事業所）
- ・共同作業所「ゆら・ら」（就労継続支援B型事業所）
- ・社会就労センター「やまもの家」（就労継続支援B型・生活介護）
- ・多機能型事業所STEP ONE（就労継続支援B型・生活介護）
- ・障害者支援施設「くすのき園」（就労入所支援・生活介護）
- ・グループホーム「くすのき」
- ・グループホーム「まあぶる」

※平成27年4月1日現在

④ 母子・父子福祉

母子・父子福祉対策としては、生活基盤の安定を図るための児童扶養手当やひとり親医療費助成などがあげられますが、これらの経済的支援はもとより、母子家庭等自立支援事業などの、雇用問題などを含めた総合的支援策の充実が課題となっています。今後もひとり親家庭等が安定した生活を送れるよう、相談窓口を充実させ、就労支援制度の周知と就労の確保、子育て環境の整備等の事業に取り組んでいく必要があります。

⑤ 児童福祉

多子世帯の3子目以降の保育料全額免除を実施したことにより、保育所への入所希望児童数は増加の傾向となっていますが、入所児童数としては定員割れの状況となっております。

現在、保育所統合計画に基づき、市内9園の効率的な運営に向けた保育所の統廃合を進めており、平成26年7月には新荘保育園を上分保育園に統合しました。

こうしたことから、今後は統合を推進しながら、保育サービスを充実させるとともに学校との連携や保護者のニーズにできるだけ対応できる保育所運営を進めていくことが重要な課題です。

市単独で行う「子育て支援金」や「多子世帯の保育料減免」、「医療費助成の拡充」は少子化対策では有効な手段であり、継続して取り組んでいくことが必要です。

児童を取りまく大きな問題として児童虐待やDVなどがあり、家庭児童相談室の充実・強化と一時避難できる施設確保が必要です。

保育園

公立 保育所	2園	園名	吾桑 保育園	安和 保育園					
		定員	60	60					
民間 保育所	7園	園名	上分 保育園	須崎 保育園	大間 保育園	あおい 保育園	日の出 保育園	みなみ 保育園	浦ノ内 保育園
		定員	45	120	90	90	90	45	60

※平成27年4月1日現在

(2) その対策

(1) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

① 高齢者福祉

- ・ 老人クラブ活動への支援や学習活動・社会参加活動の機会を創り、高齢者の生きがいづくりを推進します。
- ・ シルバー人材センターの機能強化を図り、高年齢者の雇用を進め、就業機会の確保を図ります。
- ・ 介護保険の適正実施に努めます。
- ・ 避難行動要支援者の取組みを進め、地域課題を考え、その解決に取り組むことのできる地域づくりを進めます。
- ・ 社会福祉協議会と連携し、高齢者の集いの場の確保や百歳体操などを推進します。
- ・ 社会福祉協議会や社会福祉法人、医療機関、地域福祉団体等との連携強化を図り、高齢者福祉の推進に努めます。
- ・ 認知症の方やその家族の方への支援の取組みを進め、認知症施策の推進を図ります。
- ・ 在宅医療・介護連携の推進を図り、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも生き生きと暮らすことのできる基盤整備を図ります。
- ・ 在宅介護を支えるサービスの確保及び高齢者の住まいの確保・普及に努めます。
- ・ 生活支援・介護予防サービスの基盤整備を進め、見守り活動など高齢者の生活の質を高め、日常生活を支える仕組みづくりに取り組みます。
- ・ 子どもから高齢者・障害のある方まですべての人が入れあえる小規模多機能支援拠点「あったかられあいセンター」の取組みを進めます。
- ・ 地域ケア会議の取組みを進め、ケアマネジメントの質の向上を図り、高齢者が在宅で生活できる限界点を引き上げ、それらの課題分析等を積み重ねることにより、地域の課題を明らかにし、その課題解決に必要な地域資源の整備や地域づくりへとつなぐ取組みを進めます。
- ・ 地域づくりの中に高齢者施策を位置づけ、そのための推進体制や条件整備を図り、誰もが安心して生き生きと暮らすことのできる須崎のまちづくりに取り組みます。

② 健康・保健

- ・ 妊娠期からの安心・安全な出産を目標に定期健診を勧め、妊婦と乳幼児の健やかな発育のために健診や子育て医療の充実を図ります。
- ・ 予防可能な感染症について、社会全体への蔓延を予防し、個人の健康管理に役立てるためにも各種予防接種を推進していきます。
- ・ 健康生活の基礎をつくるため子どもの時期から生活リズムの確立、食生活、歯科保健活動を進めていきます。
- ・ 歯科保健は生涯をととした健康課題であり、生涯自分の歯で食べられるように歯と口腔の健康増進を進めます。
- ・ 成人期の特定健診、がん検診、地域の健康に関する活動を支援し、受診率の向上に努めるとともに生活習慣病の予防や疾病の早期発見と早期治療につなげ、住民の健康づくりへの意識の向上に努めます。
- ・ 健康診断は健康を確認する機会ととらえ、住民が自分の生活習慣や健診結果を改善できるように健診後報告会や健康教育を行っていきます。
- ・ 健康づくり推進協議会は住民自らが健康づくりに取り組む団体であることから、健康井戸端会議の開催や食生活や健診・運動などを通じて組織活動の積極的な推進を図ります。
- ・ 適正飲酒やアルコール健康被害、こころの問題について啓発し、相談体制を強化していきます。

- ・喫煙者への指導だけでなく、タバコを吸わない人のための受動喫煙防止に向けた禁煙・分煙の環境づくりに取り組みます。

③ 障害者福祉

- ・須崎市第2期障害者計画並びに第4期障害福祉計画に沿った事業の推進を図ります。
- ・地域での相談（民生委員等）や専門的な相談など総合的な相談体制の充実を図り、相談事業を通じた支援体制の充実に取り組みます。
- ・障害のある人に、障害の状況や程度に応じた身近な福祉的就労の場の充実に取り組みます。
- ・障害に対する理解の促進を図り、日常生活や就労の場で差別や偏見のない、共に暮らす社会を目標としすべての住民が平等な機会を得られる地域社会の構築を目指します。

④ 母子・父子福祉

- ・自立や就労を支援し、細かな相談に応じることができる窓口の確保と、子育てしやすい環境整備に向けての体制強化を目指します。

⑤ 児童福祉

- ・子ども子育て支援事業計画に基づき事業を推進します。
- ・保育所統合計画を推進するにあたっては、保育サービスの充実や地域と小学校の連携という視点に立って、お互いが触れ合える場所づくりの構築を目指します。
- ・統合保育園の建設に取り組みます。
- ・より質の高い保育・教育の推進のために必要な研修・交流に取り組みます。
- ・統合後、廃園となる保育所施設の有効的な利活用を図ります。

(3) 計画

事業計画（平成 28 年度～32 年度）

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 高齢者等の保健 及び福祉の向上及び 増進	(1) 高齢者福祉施設			
	(2) 介護老人保健施設			
	(3) 児童福祉施設			
	保育所	統合保育園整備事業	須崎市	
	(4) 認定こども園			
	(5) 母子福祉施設			
	(6) 市町村保健センター及び 母子健康センター			
	(7) 過疎地域自立促進特別事 業	<p>地域福祉計画推進事業</p> <p>地域福祉計画を具体的に推進するため、リーダー養成や地区座談会、地区プランの策定など各地区部会の活動を充実させる。また、推進のための具体的な施策として、中山間地域を中心とした高齢者・障害者等の買い物支援のための、公民館や集落支援員・ボランティア・NPOを活用した受注・宅配サービスの仕組みづくりとその運用を図るとともに、地区プランに基づく施策・事業を展開し、地域に住み続けられる生活圏の構築を目指す。</p>	須崎市	
	<p>ともに支え合う地域づくり あったかふれあいセンター</p> <p>市街地及び周辺の拠点となる地域に、子どもから高齢者まですべての人が集えるサロンを設置し、各種イベントや教室などを通して交流を図る。</p>	須崎市		
<p>子育て医療応援事業</p> <p>医療費無料化の対象を引き続き中学3年生まで実施することにより、子育て世代を支援する。</p>	須崎市			
<p>安全・安心な出産環境づくり</p> <p>妊婦の適正な母体管理支援</p> <p>乳幼児医療の充実</p>	須崎市			
(8) その他				

6 医療の確保

(1) 医療確保の方針

本市は、高幡圏域における医療の中心地として、医療施設のさらなる充実を図るとともに、現状の休日・夜間の救急医療体制を確保し、安心して暮らせる医療サービスの提供に努めます。

若者定住と人口流出に歯止めをかけるため、産婦人科の開設及び小児科医の確保に努め「子どもを産み育てやすい環境」の整備を図ります。

(1) 現況と問題点

(1) 医療の確保

本市の医療施設としては、人口減や医師の高齢化、都市部の高度医療を求める患者の増加等に伴う休止・廃院などにより、ピーク時からは医療施設・病床数とも減少傾向にありましたが、平成27年4月1日現在、4つの病院と多数の診療所が運営されており、近隣町村からの受診者も多く、高幡圏域における医療の中心地としてその役割を担っています。これらの医療施設を今後も維持していかなければなりません。

これら医療施設における診療科目は多岐にわたっており、患者や受診者のニーズを一定充足する機能を備えています。が、「2次医療サービス」が提供できる病院は限られており、「3次医療サービス」の提供となると高知市を中心とした医療施設への搬送が必要となっています。また、小児科は現在2カ所あり平成27年から入院もできるようになりましたが、産婦人科の開設には至っておらず課題となっています。

休日・夜間の救急医療体制については、医療機関の協力を得て、圏域市町で連携した輪番制・当番制事業の実施により体制を確保しています。

過疎地域においては、出産に始まり子どもから高齢者までが安心して暮らしていくための総合的な医療の確保は重要な課題であり、子育て世代の定住や人口流出減等にもつながると考えられることから、さらなる医療内容の充実と受診しやすい体制整備に取り組む必要があります。

医療施設数

病院	診療所	歯科診療所	内	小児科	
4	10	10		病院1	診療所1

※平成27年4月1日現在

(2) その対策

- ・ 医療施設の充実に向けて、関係機関との連携を強化します。
- ・ 圏域市町による輪番制・当番制事業を継続実施し、休日・夜間の救急医療体制の確保を図ります。
- ・ 産婦人科開設に向けて関係機関と連携しながら取り組みます。
- ・ 小児医療の充実に努めます。

(3) 計画

事業計画（平成 28 年度～32 年度）

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 医療の確保	(1) 診療施設			
	(2) 特定診療科に係る診療施設			
	(3) 過疎地域自立促進特別事業	夜間・休日の救急診療の確保 病院群輪番制事業 在宅当番医制事業	高幡5市 町	
	(4) その他			

7 教育の振興

(1) 教育の振興の方針

本市の教育行政方針において、「たくましく、心豊かな人づくり～人・もの・自然にやさしい人づくり～」を教育目標に掲げています。「学校教育」では、子どもたちがたくましく生きていくために、基礎・基本の学力を身につけ、体験的理解を重視する中で考える力を養い、自らを律しつつ他人とも協調する姿勢や感動する力を培っていくことが必要です。また命の尊さや生きることの大切さを実感し、ふるさとを愛する心の育成も求められています。人・もの・自然に優しい人づくりを目指すために、須崎市教育振興基本計画の基本理念のもと、学校・家庭・地域社会の連携による教育環境の整備を進めていきます。また、これからの国際化や情報化社会に即応できる外国語活動やICT教育に取り組むとともに、環境教育や地域と連携した防災教育の取組みもさらに推進します。

「生涯学習」については、市民一人ひとりが心豊かに、地域で生きがいをもって生きていけるよう、社会の変化や住民ニーズにあった課題（生活課題、地域課題など）について学習機会を積極的に提供するよう努め、生涯学習の振興を図ります。また、人権教育、生涯スポーツ、文化活動、青少年の健全育成、読書活動、家庭教育を推進するため、様々な施策を展開し教育振興を図ります。

市内の各地域にある公民館を地域コミュニティ拠点の核として、住民と協働し、自治活動やまちづくり活動を推進するため、必要な施設整備と住民自治組織の結成の支援や育成を図ります。

社会教育施設等の一体的な整備を行うこととした生涯学習センターの整備計画については、抜本的に見直し、各機能ごとに既存施設の有効活用や様々な整備手法等について検討することとし、効率的・効果的な施設整備を図ることとします。

(1) 現況と問題点

(1) 教育の振興

① 幼児教育

本市には、公立の幼稚園がなく主に保育所が幼児教育を担っています。今後は、特に小学校と連携した取組みを図るとともに、地域の産業に触れる機会や地域イベントに積極的に参加するなど、広く地域とも連携した教育実践が必要です。

② 学校教育

小学校の児童数は、昭和29年（1954年）、須崎町、多ノ郷村、浦ノ内村、吾桑村及び上分村が合併し、須崎市が誕生した当時には、4,469人、昭和30年（1955年）には4,820人となっていましたが、その後減少傾向に転じ、昭和60年（1985年）には2,793人、平成27年（2015年）には、922人となっています。中学校も同様の状況であり、今後もこの傾向が続くと予想されています。複式学級による対応の小学校も増えてきており、平成27年度には中学校においても初めて複式学級となりました。こうした状況から、学校統合の検討が必要な状況が生じてきています。

また、全国学力・学習状況調査等の結果からいろいろな課題がみられ、学習習慣の確立や学習への意欲の向上、活用する力の育成が重要となっています。

本市の教育行政方針では、「たくましく、心豊かな人づくり～人・もの・自然にやさしい人づくり～」を教育目標に掲げ、創造性豊かで、たくましい「生きる力」をもった人材の育成を目指しています。学校、家庭、地域社会や行政がそれぞれの役割を果たしながら、連携、協力して地域全体の教育力を向上していくことがきわめて重要となっています。そのためには保・幼・小・中の連携、一貫教育の推進やキャリア教育の推進、学力の向上や豊かな心の育成などに取り組んでいくが必要です。また、これからの国際化社

会や情報化社会に即応するため、外国語活動やICT教育の取組みの一層の充実が必要ですが、ハード整備は十分とは言えません。そして、地球温暖化防止や豊かな自然環境を良好な状態で後世に引き継ぐための環境教育の充実・実践、地域と一体となった防災教育の取組みなどをさらに進めていく必要もあります。

また、市民がボランティアで「日本一子どもたちが本を読むまちをつくる会」の活動を行い、市内各小中学校に図書を贈っています。この活動を契機として、各学校で読書活動が活発になってきています。今後さらに読書習慣の定着に努めなければなりません。

児童生徒の不登校問題については、平成19年度から「須崎市不登校・いじめ問題等対策委員会」を設置し、「不登校対応ハンドブック」を活用した取組みや専門機関の連携による対策、Q-Uアンケートの分析、教育支援や教育相談といった取組みを実施していますが、様々な課題をかかえた児童生徒の増加にとともに、よりきめ細かな教育支援が求められます。

市立小・中学校

小学校 (8校)	浦ノ内 小学校	吾 桑 小学校	南 小学校	多ノ郷 小学校	須 崎 小学校	新 荘 小学校	安 和 小学校	上 分 小学校
中学校 (5校)	浦ノ内 中学校	朝ヶ丘 中学校	南 中学校	須 崎 中学校	上 分 中学校			

その他

私立中学校	明德義塾中学校		
高等学校	県立須崎高等学校	県立須崎工業高等学校	明德義塾高等学校

※平成27年4月1日現在

③ 生涯学習

近年、急速に進む少子高齢化や刻々と変化する社会情勢を背景として生活様式も多様化しており、生涯を通じて真の豊かさが実感できる生活を送るための生涯学習の重要性は年々増えています。

本市においても、各地域の公民館を中心にした様々なサークル活動や文化・芸術活動に加え、年間を通じて各種学習会や文化祭、市展、生涯大学、子ども司書養成など多岐にわたって事業を展開しています。

これからの生涯学習においては、行政や団体が実施する事業のみならず、住民が自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、自ら課題解決へとつなげていくための体制の確立・支援、環境の整備が重要となります。

いつまでも住民が生き生きと暮らし、生涯を通じて主体的に学習できる機会を提供するとともに住民自治の確立に向けた組織づくりの検討を進め、施設整備とともに取り組んでいきます。

また、子ども子育て支援事業計画に基づき、放課後児童健全育成事業を推進するための施設整備を行うとともに、指導者の確保・育成に努める必要があります。

市内の公民館の中には、老朽化により機能が著しく低下している施設もあり、地域コミュニティの拠点として、また、災害時の一時避難場所としての役割が大きいことから、必要に応じた改善が求められています。

また、市内に1カ所の市民図書館は、須崎公民館との併設で、施設の老朽化、スペース不足等が大きな課題となっています。

④ 生涯スポーツ

生涯を心身ともに健康で過ごすために、各世代のニーズに応じたスポーツ活動は欠かせません。本市においても、健康増進や交流・親睦を目的として市民体育祭、ロードレース大会、ドラゴンカヌー大会などの市民参加のスポーツ活動を実施してきました。平成26年度からはオープンウォータースイミング大会

を開催するなど、全国レベルの大会も開催しています。

また、NPO法人すさきスポーツクラブを中核として、子どもから高齢者まで気軽に運動に親しめる環境づくりに取り組んでいます。

しかし、近年、児童・生徒の基礎体力や運動能力の低下が危惧されています。また、成人では仕事や職業生活に強い不安や悩み、ストレスを抱えるなど心身両面の健康の問題が顕在化しており、さらに高齢者には、「健康づくり・居場所づくり」対策が課題となっていることから、地域社会の状況に応じた生涯スポーツをさらに推進するための組織や拠点づくりに取り組む必要があります。

また、地域活性化や交流人口の増大を目的として取り組んでいる多様な海洋スポーツを振興するため、須崎市立スポーツセンターの施設・設備の改修・充実が必要となっています。

さらに、東京オリンピック・パラリンピックに向けた海外選手との交流事業や事前合宿の誘致事業に取り組むこととしており、国際大会の規格に対応可能な施設整備が課題となっています。

(2) その対策

(1) 教育の振興

① 幼児教育

- ・ 通園バスを利用し活動範囲を広めるなど、園外保育の充実に努め、地域との関わり合いが持てる保育を行います。
- ・ 親学講座を開催し、子どもに関心の持てる地域づくりを目指し、保護者と保育所が一体となった幼児教育の推進を図ります。
- ・ 単なる遊び場としての公園ではなく、幼児や児童が動植物と触れ合える体験ができ、食育や命の尊さについても学習できる施設整備を検討します。

② 学校教育

- ・ 保幼小中の連携、一貫教育の推進のための取組みを進めていきます。
- ・ 子どもたちが夢や目標をもち、未来に向かって生き抜くためのプランづくりを行うため、キャリア教育の推進を行います。
- ・ 基礎学力の定着と学力向上のための施策を充実し、取組みを進めていきます。
- ・ 学校、地域、保護者が連携協力をしながら、地域の教育力向上に努めていきます。
- ・ 児童の自尊感情を育て、豊かな心を育むための学校、学級づくりに取り組みます。
- ・ 外国語指導の充実に図り、国際化教育を進めます。
- ・ ICT環境を整備し活用することにより、情報化教育の取組みを進めていきます。
- ・ 環境教育、防災教育を推進し、これからの社会において次代を担う人材育成を進めます。
- ・ 読書活動の推進のために学校図書館を充実し、推奨図書を選定や読書支援の輪を広げます。
- ・ 関係機関との連携を強化し、スクールソーシャルワーカーの配置やQ-Uアンケート実施・分析などの不登校問題解決に取り組めます。
- ・ 学校適正配置計画に基づき、統合を進め、よりよい学習環境の整備を進めます。
- ・ 特別支援教育の推進に努めます。

③ 生涯学習

- ・ 公民館を地域コミュニティの拠点と位置付け、施設・機能の充実に図ります。
- ・ 地域リーダーや地域から発信する力を持つ人材育成に努め、産業振興と若者定着を図ります。
- ・ 住民自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、課題解決するための組織づくりに取り組みます。

- ・ 公民館を地域コミュニティの拠点と位置付け、施設・機能の充実を図ります。
- ・ 須崎公民館は管内に移転整備し、市立図書館及び市民体育館等は他の既存施設の有効活用を基本として、整備することを検討します。

④ 生涯スポーツ

- ・ 子どもから高齢者まで誰でも自分の好きなスポーツに自由に参加できる総合型地域スポーツクラブの育成と施設整備を推進し、生涯スポーツの振興を図ります。
- ・ 海洋スポーツの振興に向けて、東京オリンピックのキャンプ地として活用できる須崎市立スポーツセンターカーヌー場の施設・設備の充実を図ります。

(3) 計画

事業計画（平成 28 年度～32 年度）

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 教育の振興	(1) 学校教育関連施設			
	校舎			
	屋内運動場			
	水泳プール			
	スクールバス	スクールバス更新	須崎市	
	(2) 幼稚園			
	(3) 集会施設、体育施設等			
	公民館	公民館耐震化等整備事業	須崎市	
	図書館			
	その他			
	(4) 過疎地域自立促進特別事業	地域自主組織運営事業 住民自ら課題を見つけ、自ら学び、考え、課題解決へとつなげていくための体制の確立・支援、環境の整備を行う。	須崎市	
	(5) その他	小中学校特別教室空調設備整備事業	須崎市	

8 地域文化の振興等

(1) 地域文化の振興等の方針

文化活動の振興については、文化会館を核として推進し、文化関係団体の育成に努め、市民の文化活動の活性化を図ります。また、老朽化した施設・設備の改善を進めます。

本市には美術的・文化的評価の高い多くの有形・無形の文化財が現存しています。今後もこうした貴重な文化遺産の保存・継承に努めるとともに、地域でも風化しつつある史跡・名勝等について今一度整理し、広く広報、啓発を行い、地域文化の振興を図るとともに、本市の保存する資料等の保護、保存に努め、市民の財産として後世に引き継いでいきます。

(1) 現況と問題点

市民文化会館は、開館以来市民の文化活動の拠点としてその負託にこたえてきましたが、20 数年経過した設備は老朽化し、現在のニーズに対応できなくなる状況が切迫しています。

また、本市には有形・無形の文化財が国指定3件、県指定8件、市指定51件あります。これらの文化財をとおして、歴史や風土、文化、伝統を学ぶとともに大切に次世代に継承していく必要があります。

一方で、美術的・文化的評価の高い作品、史料等が個人所蔵として市内に多数保管されています。しかし、所蔵する個人の高齢化等が原因で現在その散逸が大変憂慮されています。住民の手によって大切に受け継がれてきた本市の貴重な文化遺産等を後世に残すためには、必要な支援策を検討する必要があります。

さらには、本市が保管する歴史・文化資料等は、十分な学術的整理がされておらず、史料としても公開もできていないことから、早急な整理が必要となっています。

(2) その対策

- ・ 文化会館の設備を改善し、時代に即応した文化施設として機能を維持します。
- ・ 保存している史料を多くの市民に提供できるようデジタルデータ化を行います。
- ・ 文化財の保存・継承の支援を行います。

(3) 計画

事業計画（平成 28 年度～32 年度）

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 地域文化の振興 等	(1) 地域文化振興施設等			
	(2) 過疎地域自立促進特別事業	地域文化振興事業 本市の変遷や風土、文化、伝統等に関する資料を整理するとともに劣化防止を行うなど保存に努め、かつデジタルデータ化し、広く一般への公開を行う。	須崎市	
	(3) その他			

9 集落の整備

(1) 集落整備の方針

本市では、大きくは公民館を中心とした旧町村単位により社会生活圏が形成されていますが、集落の適正規模としては地域コミュニティ施設（集会所）がある字単位であると言えます。このことから、現状の集落の維持・存続のための施策を展開するとともに、地域おこし協力隊や集落支援員制度を活用し、戸数・世帯数・人口・年齢構成では推し測ることのできない元気集落の創造を目指します。

(1) 現況と問題点

本市の集落整備の状況については、水道、道路等の生活の根幹にかかる生活基盤は一定の水準で整備されていますが、道路の改良率、舗装率に見られるように、特に中山間地域においては、近年の危機的な財政状況の影響も相まって道路拡幅や危険個所の改修などに十分着手できていない地域が存在します。

また、少子化による人口自然減や若者流出などによる集落からの人口流出は、従来集落単位で行われていた清掃や道づくりなどの環境保全活動の停滞や遊休農地及び森林荒廃の増加を招くと同時に、空き家・廃屋放置等による防犯・景観面での問題なども生じてきています。さらに、同一世帯や隣近所に世話のできる年代の親族、近親者がいない高齢者世帯の増加は、買い物や通院といった日常的な生活の営みにも支障をきたし始めています。

中山間地域が有する多面的、公益的機能を保持するためには、人口減少に歯止めをかけ、暮らしやすい環境整備や仕組みづくりといった対策を講じることで、集落の維持、存続あるいは再生を図る必要があります。

(2) その対策

- 道路の維持、保全、改修に努めます。
- 高齢者等の支援策拡充を図り、移動手段確保と生活支援のための体制整備に努めます。
- 集落活動センターの設置を目指し、支援策等の取組みを推進します。
- U I Jターン等の移住促進を図ります。

(3) 計画

事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 集落の整備	(1) 過疎地域集落再編整備			
	(2) 過疎地域自立促進特別事業	移住促進等集落維持・再生事業 移住促進をさらに推進するため、移住相談の窓口からPR、空き家紹介、事業所との連携による就労支援等まで、十分なサポートが提供できる体制整備に努め、移住定住者の安定的確保を図り地域活性化並びに集落の維持・再生を図る。	須崎市	
		集落保全活性化支援事業 公民館単位や複数集落において、地域活性化や集落保全事業を住民組織が主体的に実施するために要する経費を助成することにより、住民自治及び集落整備を推進する。	須崎市	
		集落活動センター運営事業 集落活動センターの運営にあたり必要となる事務的経費を助成するとともに、人的支援として集落支援員を配置するなど、住民組織の円滑で持続的な活動により、集落の維持・再生・活性化及び住民自治を推進する。	須崎市	
	(3) その他			

10 その他地域の自立促進に関し必要な事項

(1) 自然エネルギーの利活用の方針

本市が有する豊かな自然を最大限に活用した自然エネルギーの導入により、環境を保全し、後世に負担の少ないまちづくりを推進します。

市民生活における利便性や福祉の向上につながるシステム導入等により地域の自立促進を図ります。

(2) 須崎まるごと情報発信の方針

しんじょう君の情報発信力を活用し、「食・自然・人」や観光など地域が誇る資源をまるごとPRすることにより、交流人口の増加や産業振興を推進し、持続可能な「元気創造のまち」を目指します。

(1) 現況と問題点

(1) 自然エネルギーの利活用

本市は、平成17年に「地球温暖化対策・ヒートアイランド対策モデル地域」の指定を受け、本市の誘致企業2社が太陽光発電施設と木質バイオマス発電施設の整備を行い、CO₂の削減に取り組んでおり、市としても太陽光発電施設を公共・公用施設に順次整備し、クリーンエネルギーのまちづくりを推進しています。今後も、個別住宅や企業、店舗等においても太陽光発電施設整備を推進し、そのための施策・支援策を確立していく必要があります。

また、太陽光、バイオマスの他、水力・風力・地熱等、過疎地域の豊かな自然を活かしたエネルギーの利活用を図り、自立促進につなげることが求められています。

(2) 須崎まるごと情報発信

全国的に人口減少社会が進行していくなかにおいて、持続可能な須崎市をつくりあげるためには、本市以外からお金を稼げる仕組みや観光客を増やす仕組み、本市へ移住してもらう仕組みを推進していく必要があります。そのためには、本市の魅力为全国に向けて発信し、認知してもらう仕組みをさらに進める必要があります。

(2) その対策

(1) 自然エネルギーの利活用

- ・ 地域の自然エネルギーの掘り起こしに取り組みます。
- ・ 自然エネルギーを利活用するためのシステム導入を図ります。
- ・ 自然エネルギーの利活用に向け産・学・官の連携強化を図ります。

(2) 須崎まるごと情報発信

- ・ 須崎まるごと情報発信事業の充実を図ります。

(3) 計画

事業計画（平成 28 年度～32 年度）

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 その他地域の自立促進に関し必要な事項	(1)自然エネルギーを利用するための施設			
	(2)過疎地域自立促進特別事業	太陽光発電促進 住宅用太陽光発電施設設置費補助 住宅用太陽光発電システム設置にともなう費用の一部を補助し、太陽光発電を促進することにより、クリーンエネルギーのまちづくりの実現を目指すとともに、自然エネルギーの利活用・導入の啓発につなげる。	須崎市	
		地域おこし協力隊事業 地域活性化や市のPRに関する様々な活動に取り組み、持続可能な「元気創造のまち」を目指す。	須崎市	
		須崎まるごと情報発信事業 須崎ゆるキャラ「しんじょう君」による情報発信事業。 ツイッターフォロワー数 50,000 ブログ年間 100 万 を目標とし、須崎をさらにPR。	須崎市	
(3) その他				

事業計画（平成 28 年度～32 年度） 過疎地域自立促進特別事業分（1）

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(9) 過疎地域自立促進特別事業	<p>元気創造事業</p> <p>地域振興に寄与する「まちづくり、町おこし、ひとづくり」活動を継続的に実施しようとする団体への補助や各地域の取組みを有機的に結びつけ、年間を通して機能するための仕組みづくりなどにより、地域の活性化を図る。</p>		
		<p>すさきがすきさ産業振興事業</p> <p>すさきがすきさ産業振興計画の具体的な取組みを実施する団体、事業所に対して支援策を講じることにより産業振興を図り、持続可能なまちづくりを推進する。</p>	須崎市	
		<p>商店街等再生事業</p> <p>商店街再生のためのビジョンや仕組みづくりのため商店街組合や地域自治会が主体的に取り組む研修、視察、ワークショップ等に要する経費を助成することで、住民自治によるまちづくりを推進する。</p>	須崎市	
		<p>地場産品PR・販促事業</p> <p>ふるさと納税の返礼を通じて地場産品をPRするとともに販路拡大及びリピーター確保につなげ、地場産業の振興を図る。</p>	須崎市	
		<p>体験型観光メニュー充実事業</p> <p>ドラゴンカヌーやカツオの薫焼き、シーカヤック、鍋焼きラーメンづくりなど、既存の体験メニューの磨き上げはもとより、パッケージ化やサイクリング等の新たなメニューの開発により、さらに交流人口を拡大し、観光産業の振興を図る。</p>	須崎市	
		<p>道の駅再生事業</p> <p>重点道の駅指定を機に休憩所やレストラン、土産販売のみの商業施設から複合的な機能を有するまちづくりの拠点施設として再生するためのビジョン及び基本計画を策定し事業化を図る。</p>	須崎市	
		<p>広域観光推進事業</p> <p>奥四万十博を機に広域観光を推進するため、道の駅インフォメーションセンターに観光案内人を配置するとともに、高幡1市4町による広域観光組織設置に取り組み、高幡圏域のスケールメリットを生かした観光産業を推進する。</p>	須崎市	
		<p>教育・修学旅行誘致等民泊推進事業</p> <p>民泊登録家庭の拡大とネットワーク化を推進を推進し、年間を通じて安定的に質の高い民泊を提供することにより、交流人口の拡大及び地域活性化を図る。</p>	須崎市	
		<p>地域おこし協力隊事業</p> <p>地域おこし協力隊と連携し、販路拡大・6次産業化及び加工品開発に取り組むことにより、起業の促進や移住、定住が進み地域活性化を図る。</p>	須崎市	
		<p>企業誘致促進奨励事業</p> <p>事業展開の実現に向けて、奨励金交付等の支援を行うことにより、企業誘致を促進し、地域の産業振興と雇用創出を図り、将来にわたり安全安心に暮らせる地域の基盤づくりを推進する。</p>	須崎市	

事業計画（平成 28 年度～32 年度） 過疎地域自立促進特別事業分（2）

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(9) 過疎地域自立促進特別事業	農業用排水路施設台帳作成 施設の適正な維持管理が図れるよう、施設台帳の整備を行う。		
		遊休農地耕作促進事業 遊休農地の耕作促進を図る。	農協	
		水産物供給基盤機能保全事業 漁業施設の老朽化状況を調べる機能診断を実施し、施設の機能保全のために必要な対策方法を定めた機能保全計画を策定し、産業の振興に資する施設の長寿命化を図る。	須崎市	
		須崎まつり事業 須崎まつりの開催を支援することにより、本市の交流人口、光客の誘客の増大を図る。	商工会議所	
		地域スポーツ総合事業 ドラゴンカヌー、シーカヤックを使った体験型観光等を行っており、交流人口も年々増えている。この環境を活かし、カヌー、シーカヤック等の新規イベントや、インターネット等を利用した広報力を強化することにより、さらなる交流人口の増大を図る。	須崎市	
		ドラゴンカヌー大会事業 景勝地などの観光地が乏しい本市において、本市を代表するイベントとして定着したドラゴンカヌー大会を継続することにより、交流人口の増大、観光客の誘客を図る。	須崎市	
2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流促進	(10) 過疎地域自立促進特別事業	交通弱者対策地域間交流促進等事業 現状の公共交通を維持しつつ、公共交通の利用困難な地域において、高齢者等交通弱者の活動・行動範囲拡大を図り、地域に住み続けることができる環境づくりと住み続けたい気持ちを後押しする。	須崎市	
		橋りょう点検 2m 以上 465 橋 計画的な予防保全型の維持管理により、地域の道路ネットワークの安全性を確保する橋りょう改良長期計画を策定するために、橋りょうの現状を正確に把握する。	須崎市	
3 生活環境の整備	(6) 過疎地域自立促進特別事業	災害に強いまちづくり事業 自助・共助・公助に基づく市民防災意識の高揚を図り、実効ある防災施策と安心・安全を実感できる生活環境整備を推進する。	須崎市	
		立地適正化計画策定事業 都市計画の見直しにより新たな計画を策定する。	須崎市	

事業計画（平成28年度～32年度） 過疎地域自立促進特別事業分（3）

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 高齢者等の保健 及び福祉の向上及び 増進	(7) 過疎地域自立促進特別事業	地域福祉計画推進事業 地域福祉計画を具体的に推進するため、リーダー養成や地区座談会、地区プランの策定など各地区部会の活動を充実させる。また、推進のための具体的な施策として、中山間地域を中心とした高齢者・障害者等の買い物支援のための、公民館や集落支援員・ボランティア・NPOを活用した受注・宅配サービスの仕組みづくりとその運用を図るとともに、地区プランに基づく施策・事業を展開し、地域に住み続けられる生活圏の構築を目指す。	須崎市	
		ともに支え合う地域づくり あったかふれあいセンター 市街地及び周辺の拠点となる地域に、子どもから高齢者まですべての人が集えるサロンを設置し、各種イベントや教室などを通じて交流を図る。	須崎市	
		子育て医療応援事業 医療費無料化の対象を引き続き中学3年生まで実施することにより、子育て世代を支援する。	須崎市	
		安全・安心な出産環境づくり 妊婦の適正な母体管理支援 乳幼児医療の充実	須崎市	
5 医療の確保	(3) 過疎地域自立促進特別事業	夜間・休日の救急診療の確保 病院群輪番制事業 在宅当番医制事業	高幡5市 町	
6 教育の振興	(4) 過疎地域自立促進特別事業	地域自主組織運営事業 住民自ら課題を見つけ、自ら学び、考え、課題解決へとつなげていくための体制の確立・支援、環境の整備を行い、住民自治の確立に向けた公民館のあり方について検討を進める。	須崎市	
7 地域文化の振興 等	(2) 過疎地域自立促進特別事業	地域文化振興事業 本市の変遷や風土、文化、伝統等に関する資料を整理するとともに劣化防止を行うなど保存に努め、かつデジタルデータ化し、広く一般への公開を行う。	須崎市	
8 集落の整備	(2) 過疎地域自立促進特別事業	移住促進等集落維持・再生事業 移住促進をさらに推進するため、移住相談の窓口からPR、空き家紹介、事業所との連携による就労支援等まで、十分なサポートが提供できる体制整備に努め、移住定住者の安定的確保を図り地域活性化並びに集落の維持・再生を図る。	須崎市	
		集落保全活性化支援事業 公民館単位や複数集落において、地域活性化や集落保全事業を住民組織が主体的に実施するために要する経費を助成することにより、住民自治及び集落整備を推進する。	須崎市	
		集落活動センター運営事業 集落活動センターの運営にあたり必要となる事務的経費を助成するとともに、人的支援として集落支援員を配置するなど、住民組織の円滑で持続的な活動により、集落の維持・再生・活性化及び住民自治を推進する。	須崎市	

事業計画（平成 28 年度～32 年度） 過疎地域自立促進特別事業分（4）

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 その他地域の自立促進に関し必要な事項	(2) 過疎地域自立促進特別事業	<p>太陽光発電促進 住宅用太陽光発電施設設置費補助</p> <p>住宅用太陽光発電システム設置にともなう費用の一部を補助し、太陽光発電を促進することにより、クリーンエネルギーのまちづくりの実現を目指すとともに、自然エネルギーの利活用・導入の啓発につなげる。</p>	須崎市	
		<p>地域おこし協力隊事業</p> <p>地域活性化や市のPRに関する様々な活動に取り組み、持続可能な「元氣創造のまち」を目指す。</p>	須崎市	
		<p>須崎まるごと情報発信事業</p> <p>須崎ゆるキャラ「しんじょう君」による情報発信事業。</p> <p>ツイッターフォロワー数 50,000</p> <p>ブログ年間 100 万</p> <p>を目標とし、須崎をさらにPR。</p>	須崎市	